新たな「横浜市環境管理計画」における 生活環境に関する目標等について

(答申)

平成 22 年 12 月 横浜市環境創造審議会

はじ	めに1
第1	章 現行計画における生活環境分野の状況2
1.1	現行計画の達成状況と課題等2
(1)	大気環境の保全2
(2)	水環境の保全4
(3)	地盤環境の保全6
(4)	有害化学物質対策の推進7
(5)	騒音・振動対策の推進8
第2	章 目標及び指標の検討にあたっての視点9
2. 1	対象分野の再検討9
(1)	生活環境分野の対象事項9
(2)	新たな生活環境分野の選定9
2. 2	環境目標及び指標設定の考え方10
(1)	環境目標の設定について10
(2)	指標の設定について10
第3	
3. 1	新たな生活環境分野における基本施策体系11
3. 2	大気環境の保全12
(1)	環境目標と指標の考え方12
(2)	指標達成のための必要な施策13
3. 3	水環境の保全14
(1)	環境目標と指標の考え方14
(2)	指標達成のための必要な施策14
3. 4	地盤環境の保全16
(1)	環境目標と指標の考え方16
(2)	指標達成のための必要な施策16
3. 5	化学物質対策の推進17
(1)	環境目標と指標の考え方17
(2)	指標達成のための必要な施策17
3.6	騒音・振動対策の推進19
(1)	
(2)	指標達成のための必要な施策19
3. 7	- 17 17 17370 - 32-2
	ヒートアイランド現象の現状21
	これまでの取組
(3)	取組の方向性
(4)	環境目標と指標の考え方23
(5)	指標達成のための必要な施策23
	章 生活環境分野のさらなる充実に向けて24
4. 1	生活環境分野の振り返りについて24
	年次報告書の充実24
(2)	さらなる施策展開24

4. 2	生活環境分	野の充実について24
(1)	適用の一元	化24
(2)	情報提供の	充実24
(3)	情報収集、	市民意見の把握25
4. 3	今後の検討	すべき課題25
(1)	対象分野の	倹計25
(2)	分かりやすい	ハ指標項目の検討25
(3)	連携した取る	組の検討25
おわ	りに	
参考	資料	
参考	資料1	新たな環境管理計画と現行計画の環境目標・指標の比較27
参考	資料2-1	環境基準及び水環境目標一覧(大気汚染に関する環境基準)28
参考	資料 2 - 2	環境基準及び水環境目標一覧(水質汚濁に関する環境基準)29
参考	資料 2 - 3	環境基準及び水環境目標一覧(土壌汚染に関する環境基準)30
参考	資料2-4	環境基準及び水環境目標一覧(ダイオキシン類に係る環境基準)31
参考	資料 2 - 5	環境基準及び水環境目標一覧 (屬音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度) 32
参考	資料2-6	水域区分ごとの達成目標及び補助指標(河川域・海域)33
参考	資料 3 - 1	「目標達成のための指標」の達成状況(大気環境の保全)37
参考	資料 3 - 2	「目標達成のための指標」の達成状況(水環境の保全)38
参考	資料 3 - 3	「目標達成のための指標」の達成状況(地盤環境の保全 地盤沈下) 39
参考	資料 3 - 4	「目標達成のための指標」の達成状況(地盤環境の保全 地下水)40
参考	資料 3 - 5	「目標達成のための指標」の達成状況(有害化学物質対策の推進)41
参考	資料3-6	「目標達成のための指標」の達成状況(騒音、振動対策の推進 一般環境騒音)42
参考	資料3-7	「目標達成のための指標」の達成状況(屬音、振動対策の推進 道路交通屬音面的評価・定点測定)43
参考	資料3-8	「目標達成のための指標」の達成状況(騒音、振動対策の推進 新幹線騒音)44
参考	資料4-1	市内測定局等配置図45
参考	資料4-2	市内水域測定地点地図46
参考	資料4-3	BOD (COD) 達成目標マップ47
参考	資料4-4	横浜市の水域区分一覧表48
参考	資料4-5	道路交通騒音測定地点及び面的評価路線(平成 21 年度) 49
参考	資料4-6	過去 10 年間の公害苦情件数の推移50
参考	資料 5	生活環境分野に関する主な国内動向 (平成 16 年改訂以降)51
参考	資料 6	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)54
参考	資料 7	現行の横浜市環境管理計画の体系58
参考	資料 8	横浜市環境管理計画の改定について(答申)【概要】59

はじめに

横浜市の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」(以下「環境管理計画」という。)について、横浜市環境創造審議会(以下「審議会」という。)は、新たな時代に対応した環境行政を遂行すべく、環境管理計画の改定についての答申(以下「答申」という。)を平成22年3月にまとめた。横浜市では、この答申を踏まえた現行の環境管理計画(以下「現行計画」という。)の改定作業を進めている。

現行計画の基本方向の一つである生活環境分野は、環境基本法で公害と定義されている大気汚染、水質汚濁などを対象としており、目標等の設定にあたっては、これまでの運用による成果や環境基準との関係など技術的な検証を踏まえ、専門的な見地からの検討が必要である。

このため、横浜市長は平成22年5月に「新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について」審議会に諮問した。これを受けて審議会は、「生活環境分野における目標等検討部会(以下「部会」という。)」を設置し、生活環境分野の現状や課題、これまでの取組を踏まえつつ、新たな環境基準の設定などの国内動向を押さえるとともに、市民への分かりやすさを考慮しながら検討を重ねた。

その結果、部会から本審議会に、検討結果を取りまとめた報告書が提出された。ここに、部会報告を踏まえた、本審議会での審議結果をまとめ、答申する。

平成 22 年 12 月 横浜市環境創造審議会 会長 梅田 誠

第1章 現行計画における生活環境分野の状況

1.1 現行計画の達成状況と課題等

(1) 大気環境の保全

環境	環境目標市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。		
	大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局 ^① (以下「一般局」とう。)20 局、自動車排出ガス測定局 ^② (以下「自排局」という。)8 局を設置し環境基本法に基づき定められている環境基準 ^③ (以下「環境基準」という。)のち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシタトについて常時監視を行っている [参考資料 4-1(P45)]。また、ダイオキシン類や有害大気汚染物質(ベンゼン等 4 物質)についても視している。		
		指標の達成状況	課題等
二硫 酸黄	厳しい標とし	選基準 (日平均値 0.04ppm 以下) よりも 対値である日平均値 0.02ppm 以下を指 して設定し、平成 17 年度以降は全測定局 標を達成している。[参考資料 2-1(P28)、 37)]	【本市独自の数値指標の設定】 ・二酸化硫黄、一酸化炭素及び二酸化窒
一炭水化	厳しV として	意基準(日平均値 10ppm 以下)よりも へ数値である日平均値 5ppm 以下を指標 ご設定し、過去 10年以上の間、全測定局 標を達成している。[参考資料 2-1(P28)、 37)]	素(幹線道路沿道を除く)は、環境基準よりも厳しい市独自の数値指標が設定されている。 ・悪臭は環境基準が定められていないため、悪臭防止法規制基準の適用目安「お
浮遊粒子状	環境基準 (日平均値 0.10mg/m³以下) を指標としている。 平成 17 年度以降は平成 18 年度を除き、全測定局で指標を達成しているが、変動の傾向 (大気環境の全容把握)		おむね楽に感知できる臭い」よりも厳しい、独自の指標を設定としている。 【大気環境の全容把握】 ・大気環境は環境基準で定めるすべての
二酸化窒素	環境基準に示されているゾーン下限値である日平均値 0.04ppm 以下を指標としている。 ただし、幹線道路沿道における当面の指標は環境基準(日平均値 0.04ppm から 0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること)として 【重複した指標の設定】		

① 工場や自動車等の発生源からの影響を直接受けない一般環境大気中の汚染物質等を測定するため、自動測定器による常時監視システムが設置されている測定局。

② 自動車から排出される汚染物質を測定するため、自動測定機による常時監視システムが設置されている測定局。主要幹線道路沿道に設置している。

③ 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。

	指標の達成状況	課題等
光化学	環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) を指標 としている。 環境管理計画の策定以降(平成 8 年)、全測 定局で指標を達成できていない。 [参考資料 2-1(P28)、3-1(P37)]	【 達成状況を踏まえた課題】 ・二酸化硫黄、一酸化炭素は、全測定局
ダイオキシン類及び有害大気汚染物質	ダイオキシン類及び有害大気汚染物質(ベンゼン等 4 物質)は、環境基準を指標としている。 平成 17 年度以降は平成 18 年度のベンゼンの不達成であることを除き、全測定局で指標を達成している。[参考資料 2-4(P31)、3-1(P37)]	で継続して指標を達成しており、引き続き指標とすべきか検討が必要である。 ・光化学オキシダントは、全国的にも環境基準に不適合の状況が継続しており、横浜市においても指標が達成できない状況が続いている。そのため、具
悪臭	悪臭防止法規制基準適用の目安(おおむね 楽に感知できる臭い)よりも厳しい「市民が 日常生活において不快を感じない」を指標と している。環境基準は定められていない。 悪臭の調査は、市民からの依頼・通報等に 基づき行っており、平成 21 年度は 308 件の 調査を実施した。 市民からの苦情は、平成 18 年度以降は減少 傾向にあるものの、騒音についで 2 番目に件 数が多い項目である。[参考資料 4-6(P50)]	体的対策と評価を行うためには、別の 視点での指標が必要である。 【調査結果を公表する際の数値目標】 ・調査結果は毎年公表しているが、計画 における指標の達成状況ではなく、環 境基準への適合状況を基本として公表 している。

(2) 水環境の保全

魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて 環境目標 楽しんでいる。 水質汚濁の状況を把握するため、市内河川 21 地点及び海域 7 地点(国土交通 省及び大和市が分担した河川 10 地点を含む)において、環境基準に定められた 健康に関する項目:27 項目(以下「健康項目」という。)、生活環境に関する項 目:10項目(以下「生活環境項目」という。)並びにダイオキシン類について測 定を行っている「参考資料 2-2(P29)、2-4(P31)、4-2(P46)]。 監視測定の また、水域区分ごとに水環境目標(達成目標及び補助目標)を設定し、市内の 状況 河川や海域を一定の区間・区域に区分した評価地点に基づき、調査を実施してい る「参考資料 2-6(P33)、4-4(P48)]。 生物生息状況モニタリング調査については、水域生物相調査として昭和 48 年 からほぼ3年ごとに市内の川や海に生息する生物を調査し、生物指標®を用いて 水環境の評価を行っている「参考資料 2-6(P33)」。近年では、主に源流域と河川 に係る調査を実施している。 指標の達成状況 課題等 水域別に 3mg/L、5mg/L、8mg/L 以下を指 標としており、水域によっては環境基準(類 В 型別®に 3mg/L、8mg/L、10mg/L 以下)より 【本市独自の数値指標の設定】 0 も厳しい値を設定している。 D ⑤ BOD及びCOD、全窒素、全りんに 公共用水域測定計画及び中小河川の測定地 ついては、環境基準の基準値に加えて、 点における指標の達成率は、平成17年度以降 河 よりきめ細やかに状況を把握するた は横ばいの状況であり、平成 21 年度は 91% Ш め、市独自の水域区分ごとに水環境目 (67/74(全測定地点))。 標が設定されている。 [参考資料 2-2(P29)、2-6(P33)、3-2(P38)、 4-2(P46), 4-3(P47)] 【水環境の全容把握】 水域別に 2mg/L、3mg/L 以下を指標として С ・水環境は、環境基準で定めるすべての おり、水域によっては環境基準(類型別に 0 D 3mg/L、8mg/L 以下)よりも厳しい値を設定 項目を指標としており、指標の項目数 している。 が多く全容を理解しにくい。そのため、 海 平成 17 年度以降、指標は達成できていな 指標の数を精査する必要がある。 い。[参考資料 2-2(P29)、2-6(P33)、3-2(P38)、 4-2(P46), 4-3(P47)] 【重複した指標の設定】 全窒素は水域別に 0.3mg/L 、0.6mg/L 、 ・ダイオキシン類は、水環境と有害化学 1.0mg/L 以下、全りんは水域別に 0.03mg/L、 全 0.05mg/L、0.09mg/L 以下を指標としている。 物質の両分野に指標として設定されて 素 水域によっては 環境基準 (全窒素は類型別 いる。 全り に 0.6mg/L、1mg/L 以下、全りんは類型別に 0.05mg/L、0.09mg/L 以下)) よりも厳しい 【達成状況を踏まえた課題】 ん 値を設定している。 ・COD、全窒素及び全りんの指標への (海域 測定地点における指標の達成率は、平成17 達成率が低い値で継続している。 年度以降 25%以下 (1/7~2/7) で、ここ数年は 低い値の横ばいの状況で推移している。「参 考資料 2-2(P29)、2-6(P33)、3-2(P38)]

④ 指標となる生物(魚類、底生生物、水草、藻類、細菌類)の出現状況から河川や海域の水質を評価するもので、横浜市では3年ごとに調査をして、生物指標による評価を行っている。

⑤ 有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物の働きで有機物を分解するときに消費される酸素の量。

⑥ 参考資料 2-2 P29 参照

⑦ 有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。汚濁物質などを酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。

	指標の達成状況	課題等
ダイオキシン類	ダイオキシン類は、環境基準(1pg-TEQ/L 以下)を指標としており、平成 13 年度以降、 全測定地点で指標に適合している。 また、健康項目についても環境基準を指標 としており、測定地点のほとんどで指標に適 合している。[参考資料 2-4(P31)、3-2(P38)]	【生物指標を活用した評価】 ・生物指標の取り扱いが明確でなく、市 域内の水環境に対する評価に結び付け た活用がされていない。
生物指標	水環境目標の指標として水域別に生物指標を示している。平成20年度の河川モニタリング調査では、40地点のうち83%に当たる33地点が目標を達成している。 また、平成18年度に実施した河口・海岸の調査では、岸壁、干潟、内湾の生物指標による水質評価を行い、9箇所中4箇所が「きれい」と判定されている。[参考資料2-6(P33)]	【調査結果を公表する際の数値目標】 ・調査結果は毎年公表しているが、計画 における指標の達成状況ではなく、環 境基準への適合状況を基本として公表 している。

(3) 地盤環境の保全

地盤沈下や土壌・地下水汚染がなく、きれいなわき水が見られるなど 地盤環境のもとで暮らしている。		れいなわき水が見られるなど、安定した	
地盤沈下は、主に軟弱地盤である市域の沖積低地(171.90km²) して、調査点数 355 地点を結んだ総延長 372km で精密水準測量を 地下水汚染は、地下水の概況調査(メッシュ調査®及び定点調査® 汚染井戸周辺地区調査及びその他調査(汚染井戸追跡調査、汚染治 より、約 200 地点で水質調査を行っている。		: 372km で精密水準測量を実施している。 ッシュ調査 [®] 及び定点調査 [®])、継続調査、 (汚染井戸追跡調査、汚染源究明調査)に	
		指標の達成状況	課題等
地盤沈下	を起こ 21 年 と比較 点では	也下水の過剰な採取などによる地盤沈下さない。」ことを指標としている。平成度は、355地点のうち、地盤沈下が前年である成果地点は347地点で、成果地は1cm以上地盤沈下した地点はなく沈静いる。 [参考資料3-3(P39)]	【重複した指標の設定】 ・ダイオキシン類は、土壌と有害化学物質の両分野に指標として設定されている。
土壌汚染	土壌汚染は、ダイオキシン類による土壌汚染を含めて環境基準を指標としている。 ダイオキシン類については、平成17年度は市内28地点、平成18年度以降は市内10地点の全測定地点で環境基準に適合している。 [参考資料2-3(P30)、2-4(P31)]		【土壌汚染対策法に基づく取組】 ・土壌汚染は局地的に偏在しているため、 土壌汚染対策法や横浜市生活環境の保 全等に関する条例(以下「市条例」とい う。)に基づき、工場・事業場等の廃止 等の機会を捉えて、土壌の汚染状況の調 査及び対策等の指導を行っている。
地下水の水質汚濁	 下		【達成状況を踏まえた課題】 ・地下水については、地下水の水質汚濁 に係る環境基準及びダイオキシン類の 環境基準を指標としているが、指標を 達成している項目も多く、指標とすべ き項目の検討が必要である。

⑧ 市域を 1km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸の地下水を採取する。4年間で市内全体の調査を行う。

⑨ 市が所有する井戸について、長期的な観点から水質の経年変化を調査する。

(4) 有害化学物質対策の推進

環境目標		有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている。	
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する 律」(以下「化管法」という。)第一種指定化学物質の排出量については減少 にある。化管法に基づく平成 20 年度の第一種指定化学物質の排出量は、届 出量は 1,470 トン、届出外排出量(推計値)は 4,590 トン、総排出量は 6,0 ンであった[参考資料 3-5(P41)]。 アスベスト対策については、平成 20 年度は、石綿含有建材等を含む建築 体の指導等を行っている。また、一般大気環境の測定も行っている。			活定化学物質の排出量については減少傾向第一種指定化学物質の排出量は、届出排 計値)は4,590トン、総排出量は6,060ト 年度は、石綿含有建材等を含む建築物解
		指標の達成状況	課題等
ダイオ ベンゼン等 四物質	イシン類平成 13 年度以降は至側走地点で指標を達成している。[参考資料 2-4(P31)、3-1(P37)、3-2(P38)、3-4(P40)]ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、環境基準を指標としている。 測定地点のほとんどで指標を達成している。		【環境目標】 ・環境目標の表記は分かりにくく、市民が主体となる表現になっていない。 【重複した指標の設定】 ・ダイオキシン類は、大気環境、水環境、土壌、有害化学物質の各分野に重複した指標として設定されている。
有害化学物質	る。[参与資料 2 1(126)、2 2(125)、2 5(150)、 3-1(P37)、3-4(P40)] 有害化学物質が適正に管理され、環境中へ の排出が低減されていることを指標としてい る。		【アスベストへの対応】 ・アスベストについて、一般大気環境中 及び解体時の調査・測定などが行われ ているものの、指標として設定されて いない。

(5) 騒音・振動対策の推進

市民が、振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適にすごしている。 環境目標 騒音規制法に基づき、一般環境における騒音調査、道路交通騒音調査及び面的 監視測定の 評価を継続的に実施している。 状況 また、新幹線鉄道では、幹線鉄道騒音振動調査などを継続的に行っている。 指標の達成状況 課題等 ●一般環境 騒音の指標は、地域類型®Cにおいても地域 類型「A及びB」の指標の値としている。 地域類型A及びB地域の指標への適合率 は、平成 21 年度は昼間 97%、夜間 79%とな っている。[参考資料 2-5(P32)、3-6(P42)] 地域類型C地域の指標への適合率は、環境 基準の適合率(平成21年度:昼間76%、夜 間 47%) よりも低いものと考えられる。 ●交通環境 道路に面する地域の当面の指標は環境基準 【達成状況を踏まえた課題】 等としており、新幹線鉄道など、別途、環境 ・騒音の地域類型Cの指標は、地域類 基準が定められているものはそれによる。 型A及びBと同じ値としているため、 平成 21 年度の道路交通騒音の面的評価®の 指標の達成率が低い状況にある。 調査結果では、昼夜とも適合が 73%、昼間の み適合が 88%、夜間のみ適合が 73%となっ ている。[参考資料 2-5(P32)、3-7(P43)、 【独自指標の設定】 4-5(P49)] 振動については環境基準が定められて また、市民からの依頼等に基づいた測定も いないため、市独自の数値指標を設定 行っている。 鉄道騒音のうち新幹線鉄道の騒音は、平成 している。 21 年度の地域類型Ⅰは 43%、地域類型Ⅱは 100%の適合率であった。「参考資料 【環境基準を活用した運用】 2-5(P32), 3-8(P44)] ・騒音の調査結果の公表に際し、指標の 環境基準が定められていないことから、市 達成状況ではなく、環境基準への適合 独自の数値指標として、市民の住居を主とす る地域は、55dB以下を指標としている。 状況を基本としている。 ●一般環境 一般環境については、個別の事業所の振動 を測定しており、規制基準の測定方法として

振動

●交诵環境

L10[®]等で評価している。

道路振動は、要請限度[®]の測定方法として L10 等で評価し、鉄道振動については、一般 環境と同じ数値を指標としている。道路振動 については、市民からの調査依頼などに基づ き測定を実施しており、平成 21 年度は要請限 度を超えた地点はない。

① 幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法。高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの 幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適 合している戸数の割合を算出して評価する。

② 振動レベルを評価する方法の一つで、振動の発生時間の上位 10%を占める振動レベルを L10 という。

③ 振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定結果に基づき、市町村長が道路管理者又は都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

第2章 目標及び指標の検討にあたっての視点

2.1 対象分野の再検討

(1) 生活環境分野の対象事項

生活環境分野の対象とすべき分野は、広範な分野を視野に入れつつ、全市的に影響を及ぼすことや、重点的に対策を講ずる必要があることなど、生活環境分野の基礎となるものを選定すべきである。[図 1 参照]

他方、計画を評価していくため、法制度に基づく対応、測定等による状況の把握と振り返りなどの実現可能性も視野に入れるべきである。

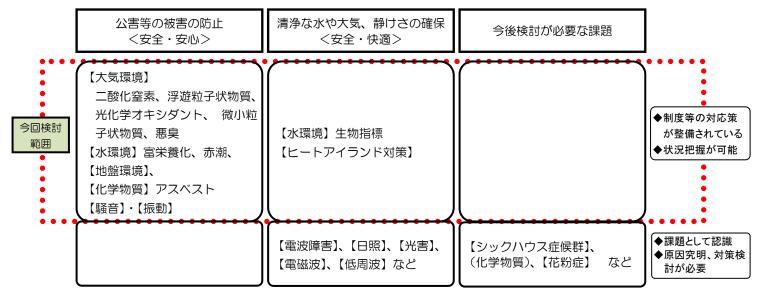


図 1 生活環境分野の対象範囲の考え方

(2) 新たな生活環境分野の選定

【継承する分野】

現行計画は、環境基本法で公害と定義とされている「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭」の典型7公害を含む「大気環境の保全、水環境の保全、地盤環境の保全、有害化学物質対策の推進、騒音・振動対策の推進」を対象分野としており、新たな環境管理計画でも、これらは継承すべきである。

【ヒートアイランド対策の追加】

ヒートアイランド現象は、昨今の異常気象とあいまって、熱中症の増加など健康への影響や 植物の開花時期の早期化や遅延化など、異常をもたらしている。そのため、身近な生活環境の 改善の観点から、環境問題として本格的な取組が求められている。

現行計画では、ヒートアイランド対策は地球温暖化対策に分類され、中長期的課題として取り扱われていた。しかし、昨今の猛暑による市民への健康被害が懸念される状況から、安全・安心で快適な生活環境の創出という市民生活の根幹を担う生活環境分野の対象とすることがふさわしいと考える。

そこで、ヒートアイランド対策を新たに対象分野に加え検討する。

2.2 環境目標及び指標設定の考え方

(1) 環境目標の設定について

現行計画の目標の多くは、市民生活として実感できる表現になっており、踏襲すべきである。 ただし、有害化学物質対策は、市民が主体となったわかりやすい表現に見直すべきである。 (P7 参照)

(2) 指標の設定について

【現象面に着目した指標の設定】

市民は、専門的な数値による指標だけでは、環境の状況を理解しにくい。水環境などにおいては、海域で生じている汚染の現象面に着目した指標を設定することを検討すべきである。

【土壌汚染対策法に基づいた指標の設定】

土壌汚染については、土壌汚染に関する環境基準が定められているものの、土壌汚染対策法では、健康被害が生じないような適切な汚染対策であれば、汚染土壌の原位置封じ込め等が認められていることから、土壌汚染対策法の目的等を踏まえた指標の見直しが必要である。

【指標項目の絞り込み】

全容を把握し、対策を講ずるための指標とするには、大気環境における二酸化硫黄や一酸化炭素、水環境における健康項目など、長期に渡り達成している項目は指標としないなどの絞り込みを行い、環境管理計画の生活環境分野における代表的な指標とすべき項目の検討を行う必要がある。指標として設定しない項目についても環境基準の項目であることから、継続的な監視を行うことは当然である。

【ダイオキシン類の統一化】

ダイオキシン類は継続的に指標を達成しているが、物質の毒性等を考慮すると引き続き指標とすべきである。今後は、測定地点を見直す(発生しやすい場所)など新たな取組を検討することも必要である。なお、ダイオキシン類は、複数の分野にまたがって設定されており、化学物質の分野へ統一させるなど、項目数の整理を行うことが望ましい。

【環境基準を基本とした指標の設定】

環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準である。環境基準が定められているものについては、それを基本に指標を検討すべきである。

【指標の取組期間の設定】

指標の設定期間は、「横浜市中期4か年計画(策定中)[平成25年度まで]」と連動することが、施策の進ちょく管理には効率的である。

そこで、3年間で改善状況が把握できる「改善指標」と、「横浜市基本構想(長期ビジョン) [概ね平成37年頃を展望]」と連動した15年先を目指す長期的な視点での「達成指標」の二つの指標を設定すべきである。

【環境の動向に対応した項目の追加】

環境に関する最新の動向に迅速に対応するため、微小粒子状物質など法改正等により新たに 対応が必要な物質や、アスベストや東京湾水域の富栄養化により発生する赤潮など、社会問題 として対応が求められているものについては、新たな生活環境分野の指標項目として追加し、 必要な施策を講ずる必要がある。

第3章 生活環境分野の新たな環境目標及び指標

3.1 新たな生活環境分野における基本施策体系

新たな生活環境分野における方向性、環境目標、指標項目、現行計画からの変更点を [表 1] にまとめ、以降、分野別の目標等について整理する。

表1 基本施策と環境目標及び指標となる項目

分野	方向性	環境目標	指標項目	変更点
大気環境	・指標が達成できていない物質、新たに基準が設けられた物質等への対応を強化	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に 暮らしている。	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・光化学オキシダント ・微小粒子状物質 ・悪臭	・環境目標は現行どおり。・二酸化硫黄及び一酸化炭素は削除。・微小粒子状物質の追加。・ダイオキシン類は「化学物質対策の推進」へ
水環境	・東京湾の水質改善へ の対策を強化	魚や様々な生き物が すめる川や海で、釣り や水遊び、水辺の散 策等市民がふれて楽 しんでいる。	水質基準生物指標赤潮	・環境目標は現行どおり。・赤潮の追加。・ダイオキシン類は「化学物質対策の推進」へ
地盤環境	・地下水採取等に関する規制指導を継続・土壌汚染の拡散防止の推進・汚染情報の積極的な情報開示	地盤沈下や土壌・地 下水汚染による被害 がなく、きれいなわき 水が見られるなど、安 定した地盤環境のもと で暮らしている。	・地盤沈下 ・土壌汚染 ・地下水の水質汚濁	・環境目標の見直し。 ・ダイオキシン類は「化学物質対策の推進」へ ・土壌汚染における指標の見直し。 ・地下水の水質汚濁における指標項目の精査。
化学物質	・適正管理の推進・リスクコミュニケーションの推進	化学物質が適正に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしている。	・化学物質・有害化学物質・ダイオキシン類・アスベスト	・環境目標の見直し。・有害化学物質及びダイオキシン類の項目の整理。・アスベストの追加。
騒音·振動	・工場・事業場等に対す る規制・指導の徹底 ・道路管理者等への取 組要請の推進	市民が振動による不 快感がなく、静かな音 環境の中で快適に過 ごしている。	•騒音 •振動	・環境目標は現行どおり。・騒音における指標整理。・振動の指標見直し。
ヒート	・市域全体の気温格差の減少 ・都心部の取組強化 ・まちづくり等との連携	市域全域でヒートアイ ランド現象が緩和され、市民が快適に生 活している。	・都心部のみどりの 増加量・市域の気温格差	•新規追加

3.2 大気環境の保全

(1) 環境目標と指標の考え方

環境目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。		
環境目標設定の考え方	清浄な大気という数値的に見ていく要素と、健康と快適性というプラスの要素を含んだ目標となっており、引き続きこの目標により取組を進めることが望ましい。		
項目	指標	指標の考え方	
二酸化窒素	《改善指標》 二酸化窒素に係る環境基準への適合。 《達成指標》 環境基準を適合した地点においては、 環境基準の下限値(1時間値の1日平 均値が0.04ppm)。	改善指標として、まずは環境基準の 上限値(日平均値 0.06ppm 以下)と する。達成指標としては、環境基準の 下限値(日平均値 0.04ppm 以下)へ、 指標を上乗せし、適合を目指すことが 望ましい。	
浮遊粒子状 物質	《 改善指標》 大気汚染に係る環境基準への適合。	引き続き、環境基準を改善指標として設定することが望ましい。	
光化学オキシダント	《改善指標》 光化学スモッグ注意報等の発令がないことを目指す。 《達成指標》 大気汚染に係る環境基準への適合。	環境管理計画の策定以降、全測定局で環境基準に不適合となっていることから、まずは、健康被害の発生抑制という視点から、光化学スモッグ注意報を改善指標として設定し、さらに、環境基準は、達成指標とすることが、望ましい。	
微小粒子状 物質	《改善指標》 測定体制の整備を進める。 《達成指標》 微小粒子状物質に係る環境基準への 適合。	平成 21 年 9 月に環境基準が定められ、本市では現時点で測定体制が整っていない。そのため、達成指標としては環境基準とするが、改善指標として測定体制の整備状況を設定すべきである。	
悪臭	《改善指標》 市民が日常生活において不快を感じない。	引き続き、市民が日常生活において 不快を感じないことを指標とすべき である。	

(2) 指標達成のための必要な施策

【二酸化窒素、浮遊粒子状物質対策】

事業所への規制指導とともに、自動車交通対策を実施すべきである。引き続き、トラックやバスへの九都県市指定低公害車普及を促進するとともに、 $EV^{@}$ 、 $pHV^{@}$ などの電動車両の普及に向けて、インフラの整備を促進すべきである。

また、交通流の円滑化対策、公共交通機関の利用促進など交通量対策を進めることや、環境に優しい運転「エコドライブ」の普及促進にも引き続き取り組むべきである。

【光化学オキシダント対策】

光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物(VOC)の排出総量抑制を進めることが必要である。

【微小粒子状物質】

原因物質の究明等に取り組むとともに、その削減手法を検討することが必要である。 また、測定体制が整っていないため、まずは体制の整備及び状況把握を最優先に取り組むべきである。

【悪臭対策】

発生源への規制・指導を進めるとともに、昨今問題となっている都市・生活型の臭気対策については、規制・指導に加えて当事者間の調整役を果たすことも重要である。

⁽⁴⁾ 電気自動車の略。電気を動力源とし、電動機により走行する車。

⑤ プラグインハイブリットの略。家庭用電源での充電を可能とするタイプのハイブリッド自動車。

3.3 水環境の保全

(1) 環境目標と指標の考え方

玛	環境目標	魚や様々な生き物がすめる川や海で、â て楽しんでいる。	的りや水遊び、水辺の散策等市民がふれ
	環境目標設 定の考え方 現行の目標は、水質汚濁防止に留まらない快適性を含んだ目標になってお 市民の視点から水環境の目標として分かりやすい表現・内容であるため、 続きこの目標により取組を進めることが望ましい。		かりやすい表現・内容であるため、引き
	項目	指標	指標の考え方
	BOD		環境基準を達成していない水域も
水質	COD	《改善指標》	あるため、環境基準についても併せて
水質基準	全窒素	水域別に設けられた水質汚濁に係る 環境基準、水環境目標への適合。	指標とする必要がある。 健康項目は、継続的に指標達成して
	全りん		いるため、除外する。
4	⋸物指標	《改善指標》 生物指標による水環境目標(横浜市) への適合を目指す。当面は調査地点 9 箇所中 6 箇所での達成を目指す。	東京湾水質の改善に向けた取組を 進める必要があることから、海域にお ける生物指標を指標とする。また、市 民に分かりやすい指標を設定するこ とが必要であるため、現行計画でも採
赤潮		《改善指標》 大規模な赤潮の発生がないことを目 指すとともに、当面はモニタリング項 目等の検討を行っていく。	用している生物指標を用いるとともに、新たに赤潮を指標項目とすることを提案する。 赤潮については、独自の判定基準を定めている自治体もあり、事例などを調査し、調査体制や評価方法などの検討が必要である。大規模な赤潮の発生がないことを目指すとともに、当面はモニタリング項目の検討を行うことを指標とする。

(2) 指標達成のための必要な施策

【定期的な観測】

公共用水域の水質汚濁状況について、環境基準が定められた項目を中心に定期的な観測を継続する。

【市民参加の取組】

市民参加による生き物調査や浅海域での生き物の浄化能力を生かした取組、河川域での清掃活動などを進めることが必要である。特に、海域で残された干潟や浅海域を活用し、アマモ、貝類など多様な生き物の生息環境をつくることは、これからの重要な取組である。

【下水道の取組】

下水処理水の水質をさらに向上させるため、水再生センターでの高度処理の整備を進める必要がある。また、雨天時の環境負荷を抑えるため、合流式下水道の改善を推進すべきである。

【東京湾流域自治体の連携と規制指導】

水質総量削減計画に基づき工場・事業場等への規制・指導を行う。また、赤潮対策については、流域自治体と連携して、効果的に取組を進める必要がある。

【自然を生かした整備】

河川・港湾の整備において、植物や生き物などを自然状態で繁茂させる多自然型川づくり、 海域の生き物が生息しやすい構造物を採用するなどが必要である。

3.4 地盤環境の保全

(1) 環境目標と指標の考え方

環境目標	地盤沈下や土壌・地下水汚染による被 ど、安定した地盤環境のもとで暮らして	害がなく、きれいなわき水が見られるな ている。
環境目標設 定の考え方	地盤沈下や土壌汚染による被害をなる 盤環境をつくることを目標とする。	くし、市民が安心して安全に暮らせる地
項目	指標	指標の考え方
地盤沈下	《改善指標》 地下水の過剰な採取などにより、地盤 に悪影響が及んでいない。	地盤沈下が沈静化している状況から、地下水採取や掘削作業に関する規制指導等の従来の対策を継続し、地下水の過剰な採取などの原因による地盤沈下を起こさないことを指標とすべきである。
土壌汚染	《 改善指標》 土壌汚染の拡散が防止されている。	平成元年の水質汚濁防止法改正による有害物質を含む水の地下浸透の禁止により、新たな土壌汚染の発生は減少している。また、土壌汚染対策法では、既に生じている土壌汚染についても原位置封じ込め等の対策が認められているため、汚染の拡散防止を指標とすべきである。
地下水の 水質汚濁	《改善指標》 鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。	地下水の水質汚濁については、環境 基準を指標とすべきであるが、達成状 況から項目を精査し、指標とする物質 としては、平成 11 年度以降に環境基 準を超える地点がある 5 物質(鉛、硝 酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロ ロエチレン、テトラクロロエチレン、 シス・1,2・ジクロロエチレン)とするこ とが望ましい。 なお、トリクロロエチレン、テトラ クロロエチレンについては、化学物質 対策で整理する。

(2) 指標達成のための必要な施策 【地盤沈下】

地盤環境の情報を整備するとともに地盤変動の測定を継続する必要がある。事業者への地下 水採取の規制・指導や掘削作業による地盤沈下防止の規制・指導を徹底する。

さらに、地下水の涵養を進めるため、雨水の浸透域を拡大していくべきである。そのためには、農地や樹林地の保全とともに、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透機能を高めることが必要である。

【土壌汚染、地下水の水質汚濁】

土壌汚染や地下水汚染の未然防止や浄化のため、工場・事業場等及び一定規模以上の土地の 形質の変更をしようとする者に対し、法や条例に基づく適切な規制指導を行うとともに、汚染 情報の積極的な情報開示についても求められている。

地下水の水質汚濁状況については、環境基準が定められた項目を中心に常時監視を継続して 実施する必要がある。

3.5 化学物質対策の推進

(1) 環境目標と指標の考え方

環境目標	化学物質が適正に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報 を共有し、安心して暮らしている。			
環境目標設 定の考え方	法や条例に基づく化学物質の適正な使用・管理やリスクコミュニケーション を進めることにより、安心して暮らせる環境をつくることを目標とする。			
項目	指標	指標の考え方		
化学物質	《改善指標》 環境リスクの低減のため、化学物質が 適正に管理され、環境中への排出が抑 制されている。	環境リスクの低減を目指し、適正な 管理と環境中への排出の抑制を推進 する必要がある。		
有害 化学物質	《改善指標》 有害化学物質(ベンゼン・トリクロロエチレン・デトラクロロエチレン・ジクロロメタン)について、ベンゼン等による大気の汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。	全測定地点における適合の継続を 目指し、環境基準を指標として取組を 進める必要がある。		
ダイオキシン 類	《改善指標》 ダイオキシン類に係る環境基準への 適合。	平成 13 年度以降は全測定地点で環境基準に適合しているが、物質の毒性を考慮し、引き続き指標とすべきである。今後は、測定地点などの見直しを検討する必要がある。		
アスベスト	《 改善指標》 建物解体などによる大気環境中への 飛散が防止されている。	市内各所にて定期的な環境測定を 行っているが、現在の主な発生源は建 物解体等局所に限定されるため、解体 現場等の把握が重要である。現場ごと の大気環境への飛散防止を指標とす る。		

(2) 指標達成のための必要な施策

【化学物質】

化学物質排出移動量届出制度や市条例に基づき、化学物質のリスク低減に向けて工場・事業場等に対する届出・指導の徹底を図り、事業者の自主的な適正管理や排出量の抑制を推進することが必要である。

また、市民と事業者が社会的に許容されるリスクについての合意形成を図ることが重要である。そのため、市民に対しては教育活動や広報活動を通じて、化学物質の性状、管理及び排出状況などについての理解促進に努めるとともに、事業者に対しては化管法に基づくデータ等を利用し、化学物質の管理や排出状況の情報を公開する取組等を促進するなど、リスクコミュニケーションを進めることが必要である。

さらに、化管法や環境測定で得られたデータ等に基づき、化学物質の環境リスク評価について検討すべきである。

【有害化学物質】

前項の対策とともに事業者が施設の適正な管理を行うため、引き続き各法令に該当する特定 施設等に対する届出指導・監視等を行うことが必要である。

【ダイオキシン類】

引き続き廃棄物焼却施設に対する施設改善や燃焼管理などの指導を行い、廃棄物の適正処理とあわせて対策を進めるべきである。

【アスベスト】

現在、「横浜市アスベスト対策会議」を設置し、全庁的な取組を進めている。今後も、健康や環境における諸問題について、総合的に対処することが必要である。

3.6 騒音・振動対策の推進

(1) 環境目標と指標の考え方

環境目標	市民が振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適に過ごしている。		
環境目標設 定の考え方	現行の目標は、快適な市民生活というプラスの要素を表現したものであるため、引き続きこの目標により取組を進めることが望ましい。		
項目	指標	指標の考え方	
騒音	《改善指標》 市民の住居を主とする地域においては、地域の類型[参考資料 2-5(P32)] Cを含め、騒音に係る環境基準における地域の類型A及びBの環境基準へ適合している。 ○道路に面する地域及び新幹線鉄道は、その環境基準を適用する。 ○航空機騒音、新幹線鉄道を除く鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 注 地域の類型Cの当面の指標は、騒音に係る環境基準における地域の類型Cの環境基準とする。	地域の類型Cについては、住工商の 混在が進み地域の類型に応じた対応 等が難しい状況となっているため、改 善指標として地域の類型Cの環境基 準を採用すべきである。 道路に面する地域の騒音及び新幹 線鉄道の騒音については、環境基準が 定められていることから、それを適用 することが妥当である。 また、航空機騒音、新幹線鉄道を除 く鉄道騒音及び建設作業騒音につい ては、環境基準が適用されないため、 環境管理計画でも指標は設定しない が、市民の要望を踏まえた取組の継続 が必要である。	
振動	《改善指標》 市民が日常生活において不快を感じない。	「市民が日常生活において不快を感じない。」ことを指標として、取組を進めるべきである。今後も市民からの依頼に基づき、個別に調査を実施することが必要である。	

(2) 指標達成のための必要な施策

【工場、事業場の騒音・振動】

工場、事業場の騒音・振動対策としては、引き続き、法や市条例に基づく規制指導を進めることが必要である。また、都市生活型騒音問題の未然防止を図るため、事業者との調整や啓発活動を行うことも重要である。

【建設作業の騒音・振動】

法に基づき事業者に対する規制・指導を行うとともに、周辺住民に対する配慮についても取り組む必要がある。そのため、事業者に対して事前に周辺住民へ工事内容等の周知徹底を図り、住民の理解を得るよう、指導することが必要である。

【生活騒音】

市条例に基づき、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、引き続き必要な支援を行うことが必要である。

【道路及び鉄道交通騒音】

道路及び鉄道交通の騒音・振動対策は、測定結果を基に管理者等と協議し、低騒音舗装の施工や遮音壁等の設置など地域特性を考慮した対策を進めることが必要である。

鉄道や高速道路等に近接して集合住宅を建設する事業者に対しては、防音対策への協力を求めていくことが必要である。

【航空機騒音】

航空機騒音対策は市民の要望などを踏まえ、国や事業者に改善要望を進めることも必要である。

3.7 ヒートアイランド対策の推進

(1) ヒートアイランド現象の現状

【平均気温】

平成 22 年度の調査 $(7月\sim9月)$ では、市内の中心部(西区、中区など)と北東部(鶴見区、港北区、都筑区など)で高温となり、栄区や金沢区の円海山周辺地区、旭区、保土ケ谷区や戸塚区の大池・今井・名瀬地区といった大規模な緑地がある地域では低温となる傾向が見られた。観測地点間での平均気温差は最大で 1.7 $\mathbb C$ 、鶴見区生麦で最も高い 28.8 $\mathbb C$ 、緑地に隣接した旭区大池町で最も低い 27.1 $\mathbb C$ を観測している「図 2]。

【熱帯夜日数】

熱帯夜の日数については、神奈川区新子安と西区平沼で最も多い 49 日が観測されるなど、中心部(西区、中区など)や臨海部(鶴見区、神奈川区など)が多い。一方、緑区新治町で最も少ない 16 日を観測された。栄区、戸塚区、瀬谷区、泉区、緑区など市域の西側が少ない [図 3]。

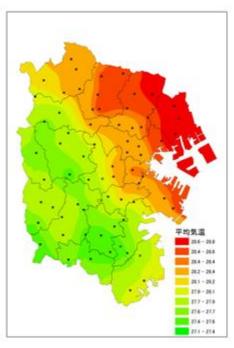


図 2 平均気温分布図

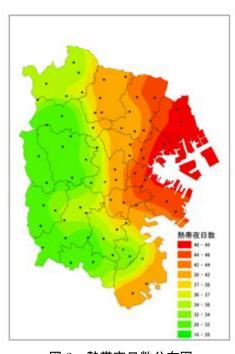


図3 熱帯夜日数分布図

(2) これまでの取組

横浜市では、ヒートアイランド対策を効果的に推進するため「横浜市ヒートアイランド対策取組方針[®](平成18年3月)」を策定し、目標や取組の方針、具体的な施策を示している。この取組方針に基づき、市民・事業者・行政の協働した取組や、データを用いたシミュレーションなどを進めている。

¹⁶ 横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示した方針。

(3) 取組の方向性

ヒートアイランド現象は、アスファルト舗装の増大や緑地の減少など、地表面の人工化と建築物等のエネルギー消費の増大に伴う人工排熱の増加により、熱帯夜及び真夏日の増加などの様々な影響が出ている「図 4]。

横浜市では、都心部で緑化の推進、保水性舗装など進めているが、必ずしも十分とはいえず、 今後は計画的に都心部における緑化や水面確保などの方策などを強化し、市域全体の気温格差 を少なくすることを目指すべきである。

また、都心部の緑化の取組は、生物多様性の保全や都市の魅力づくりへも大きく貢献するものである。今後は、これまでの取組を活かしつつ、改めてヒートアイランド対策を地域の環境改善として戦略的に進める必要がある。

なお、横浜市では平成 22 年度にヒートアイランド現象の調査のため、カイツーンと呼ばれる係留気球による温度と風特性の分析を進めており、従来から行われている気温測定と合わせて、この調査結果に基づいた具体的な施策を組み入れることが必要である。

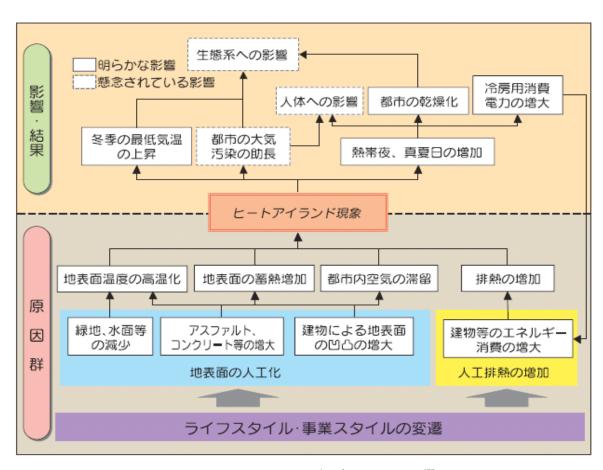


図 4 ヒートアイランド現象の要因と影響

(4) 環境目標と指標の考え方

環境目標	市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活している。			
環境目標設 定の考え方	ヒートアイランド対策により、熱帯夜や猛暑日が減少し、市内の気温格差を少なくなることで、市民が快適な生活を送れることを目標とする。			
項目	指標	指標の考え方		
ヒートアイラ ンド対策の 推進	《改善指標》 都心部におけるみどりの増加量 《達成指標》 ヒートアイランド現象による都心部 の温度上昇を抑え、市域の気温格差を 少なくする。	都心部での温度上昇を抑制するため、喫緊の課題としては、都心部における緑化を促進することであるため、みどりの量がどれだけ増えたかを改善指標とする。 達成指標は、市域の気温格差を少なくすることを目指し、都心部における取組を継続すべきである。 しかし、みどりの増加はヒートアイランド対策の一つであるため、毎年の気温測定や平成22年度の実証実験の結果等を踏まえ、引き続き新たな指標の設定について検討することが必要である。		

(5) 指標達成のための必要な施策

【定期的な観測】

定点的な気温観測と評価を継続して実施するとともに、市民への積極的な情報提供を行うことも、熱中症の予防など健康被害の面からも重要である。

【都心部での取組の強化】

都心部でのヒートアイランド現象の緩和に向け、屋上・壁面緑化、ビオトープ、街路樹の増加、公園などオープンスペースでの緑化などクールスポットの創設について、緑化の推進や生物多様性の保全の面からも積極的に推進する必要がある。

さらに、保水・遮熱性舗装など、まちづくりの観点からの取組と連携していくことで、都 心部におけるヒートアイランド現象の緩和を目指していくことが望ましい。

第4章 生活環境分野のさらなる充実に向けて

4.1 生活環境分野の振り返りについて

(1) 年次報告書の充実

生活環境分野の振り返りは、監視測定による数値の公表に留まっており、傾向や原因の分析などの評価がなされていない。

また、項目によっては、環境基準が定められている場合でも市独自の目標値を設定しているため、年次報告書では「環境基準への適合状況」と「指標の達成状況」の二つの結果を示している。

そこで、これからの年次報告書については、基本施策の6分野ごとに、環境基準の適合状況や苦情件数、普及啓発の取組などを総合的に勘案し、評価を行うことが必要である。

さらに基本施策ごとの評価とあわせて、生活環境分野全体の総括についても示すべきである。 生活環境分野として、「何が問題となっているのか、それは何故か、そして、どうしていけば よいのか」を明確に市民に伝えていく必要がある。

(2) さらなる施策展開

今回の検討では、指標設定などについて検討したが、指標の達成に向けた取組につなげることが重要である。特に、現行計画で指標を達成していない分野として、光化学オキシダント及び水環境(特に海域)や、新たに対象としたヒートアイランド対策は、生活環境分野において重視すべき項目である。これらについては、施策を重点的に取り組むためにも、的確な評価とさらなる施策展開が求められる。

さらに、これらの取組とあわせて、環境分野全体として市民意識調査を毎年実施し、横浜の環境の変化を客観的に把握するとともに、調査結果に基づき必要に応じて新たな施策を展開するなど、市民意識を施策に反映するべきである。

4.2 生活環境分野の充実について

(1) 適用の一元化

これまで環境データなど情報発信や環境影響評価については、環境基準との適合について示していた。一方、環境管理計画で定めた指標への適合については、年次報告書のみで公表していた。

今回、改善指標と達成指標の二つを提案したが、市民への情報発信は、画一化された方法で行うべきである。

(2) 情報提供の充実

環境に関する情報提供については、横浜の環境の状況や全容を分かりやすく発信するため、 現在定期的に発行している年次報告書だけではなく、多様な媒介の活用を検討すべきである。 例えば、全戸に配布される「広報よこはま」の活用なども検討すべきである。

また、災害時における環境情報の提供・発信も重要な要素であり、工場等で事故が発生した場合などの速やかな対応が求められている。

(3) 情報収集、市民意見の把握

公害苦情の件数・分類について、環境創造局に寄せられたものをまとめ公表しているが、水質などは港湾局や土木事務所に寄せられる場合もあり、市全体としての把握が必要である。そこで、これら環境創造局以外の部門の情報を把握できるシステムを構築すべきである。また、今回新たにに取り上げた赤潮対策については、まずは環境部門として積極的に情報収集する姿勢が必要である。

4.3 今後の検討すべき課題

(1) 対象分野の検討

今回の検討では新たな対象として、ヒートアイランド対策を加えた。生活環境分野に求められる対応範囲の広がりを考えると、地域での生活環境として課題となっているテーマなど、市民の意見を把握し検討すべきである。当該分野は、当初「公害対策」という概念からスタートしたが、既成概念にとらわれず、市民が困っていることにどう応えていくかを基本的な考え方として、生活環境分野の広がりを考えるべきである。

また、市民意見募集は、日常生活に関するものの意見が複数寄せられた。現段階では当該分野が対象としていない場合でも、どのようなテーマが多いかなど現状の把握を始めるべきである。

今後も引き続き、市民意識調査など積極的な情報収集を行い、必要に応じて生活環境分野の 対象範囲の拡大などについて検討すべきである。

(2) 分かりやすい指標項目の検討

今回、市民への分かりやすさを重視し、「水環境の保全」について、赤潮のような現象面に 着目した指標を設定した。

生活環境分野の評価については、大気汚染物質等の環境濃度を監視測定し、濃度の割合や経年変化などから状況を分析することが基本となることは当然であり、専門的な視点での指標を設定する必要があることは言うに及ばない。しかし、市民意見募集では「青潮」や「大腸菌」などを指標とすべきとの意見が寄せられており、このような意見を貴重な材料として検討を進めることも重要である。

今後は専門的な指標とあわせて、横浜の環境の状況を分かりやすく伝えるための市民感覚の 指標について、水環境以外の分野においてもさらに検討する必要がある。

(3) 連携した取組の検討

今回取り上げた赤潮、光化学オキシダント、ヒートアイランド現象などは、広域的な課題でもあり、ひとつの自治体だけで解決できるものではない。情報交換などを通じた実態把握はもとより、指標設定や対策についても連携した取組が必要である。今後も引き続き積極的に周辺自治体と連携し、取組を進めていくことが必要である。

おわりに

今後の施策の展開にあたっては、まずは改善指標の達成に向けて取組を進めることが重要である。そして、取組の進ちょく状況を踏まえ、特に指標の達成が困難なものについては、積極的に 取組を強化すべきである。

また、現在課題となっている海域の水環境の改善や、今回新たに対象分野としたヒートアイランド対策については、重点的に対策を講ずる必要がある。

さらに、中間とりまとめに対する市民意見募集では、生活騒音やペットの問題など、いわゆる日常生活に関する環境問題に関する意見が複数寄せられた。このことから、生活環境分野における問題へのアプローチは、事業者への規制・指導中心の施策に加え、地域や身近な環境問題への対応を含めた政策にも対応する時期にきているといえる。しかし、このような日常生活環境問題の原因は複雑で、多くの要因が絡み合っている場合が多く、環境行政が規制的な手法だけで解決できるものではない。また、地域の問題として、住民が町内や地域で連携して解決を図る姿勢も重要であると考えられることから、行政としては関係部署が一丸となって地域をサポートする仕組みを検討することが必要である。

今後も意欲的な施策の推進により、生活環境分野で掲げる目標が早期に達成されることを期待する。

横浜市生活環境分野における目標等検討部会 委員名簿(敬称略、部会長・副部会長以下五十音順)

	氏名	役職等
部会長	河野 正男	横浜国立大学名誉教授
副部会長	長岡 裕	東京都市大学工学部教授 (水環境工学)
専門委員	亀屋 隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授
専門委員	工藤 信之	東京農工大学大学院客員教授
専門委員	水野 建樹	日本気象協会参与

横浜市環境創造審議会生活環境分野における目標等検討部会における検討経過

年月日	主な検討内容
平成 22 年 5 月 20 日	第 11 回横浜市環境創造審議会 ・「新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について」諮問
6月7日	第1回部会 ・指標の達成状況、現状・課題、対象範囲の検討
7月6日	第2回部会 ・目標·指標の基本的な考え方、目標及び指標について
8月5日	第3回部会 ・目標及び指標について
8月30日	第4回部会 ·部会中間報告案
9月21日	第 12 回横浜市環境創造審議会 ・部会中間報告
10月1日~30日	環境創造審議会により「中間報告(中間とりまとめ)」に対する市民意見募集
11月24日	第5回部会 ・部会報告書案

	分野	新たな計画	現行計画	
	目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。	
大気環境の保全	指標 (項目・目標 値)	 ・二酸化窒素 ①二酸化窒素に係る環境基準への適合。 ②環境基準を適合した地点においては、環境基準の下限値(1時間値の1日平均値が0.04ppm)。 ・浮遊粒子状物質 大気汚染に係る環境基準への適合。 ・光化学オキシダント ①光化学スモッグ注意報等の発令がないことを目指す。 ②大気汚染に係る環境基準への適合。 ・微小粒子状物質 ①測定体制の整備を進める。 ②微小粒子状物質に係る環境基準への適合。 ・悪臭 市民が日常生活において不快を感じない。 	「大気汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準について」および「有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準」を指標とする。 ただし、以下の3物質の指標の数値は次に示すとおりとする。 ・二酸化硫黄 日平均値0.02ppm以下 ・一酸化炭素 日平均値5ppm以下 ・二酸化窒素 日平均値0.04ppm以下※ ※ 幹線道路沿道をのぞく ※ 幹線道路沿道における当面の指標は環境基準(日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること)とする。 ・悪臭 市民が日常生活において不快を感じない	
	目標	魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいる。	魚やさまざまな生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいる。	
水環境の保全	指標 (項目·目標 値)	 ・水質基準 BOD(河川)、COD(海域)、全窒素(海域)、全りん(海域)について、水域別に設けられた水質汚濁に係る環境基準、水環境目標への適合。 ・生物指標による水環境目標(横浜市)への適合を目指す。当面は調査地点9箇所中6箇所での達成を目指す。 ・赤潮 大規模な赤潮の発生がないことを目指すとともに、当面はモニタリング項目等の検討を行っていく。 	 BOD (河川) 水域別 3mg/ℓ、5mg/ℓ、8mg/ℓ 以下 COD (海域) 水域別 2mg/ℓ、3mg/ℓ 以下 注 水域別の分類は横浜市水と緑の基本計画による。 ・ダイオキシン類 (水底の底質) 150pg-TEQ/g 以下 ・その他の項目 横浜市水と緑の基本計画に示す値 	
超	目標	地盤沈下や土壌・地下水汚染 による被害が なく、きれいなわき水が見られるなど、 市民が 安定した地盤環境のもとで暮らしている。	地盤沈下や土壌・地下水汚染がなく、きれいなわき水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしてい る。	
盤環境の保全	指標 (項目·目標 値)	 ・地盤沈下 地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいない。 ・土壌汚染 土壌汚染の拡散が防止されている。 ・地下水の水質汚濁 鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。 	・地下水の過剰な採取などによる地盤沈下を起こさない。・土壌汚染に係る環境基準およびダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を満足する。・地下水の水質汚濁に係る環境基準およびダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準を満足する。	
化	目標	化学物質が適正に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしている。	有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている。	
学物質対策の推進	指標 (項目·目標 値)	 化学物質 環境リスクの低減のため、化学物質が適正に管理され、環境中への排出が抑制されている。 有害化学物質 有害化学物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)について、ベンゼン等による大気の汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。 ダイオキシン類 ダイオキシン類に係る環境基準への適合。 アスベスト 建物解体などによる大気環境中への飛散が防止されている。 	・有害化学物質が適正に管理され、環境中への排出が低減されている。・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準を指標とする。・ダイオキシン類について、環境基準を指標とする。	
	目標	市民が振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適にすごしている。	市民が、振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適にすごしている。	
騒音・振動対策の推進	指標 (項目·目標 値)	・騒音 市民の住居を主とする地域においては、地域の類型 [★] Cを含め、騒音に係る環境基準における地域の類型A及びBの環境基準への適合。 ○道路に面する地域及び新幹線鉄道は、その環境基準を適用する。 ○航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 注 地域の類型Cの当面の指標は、騒音に係る環境基準における地域の類型Cの環境基準とする。 ★ 地域の類型 A:専ら住居の用に供される地域 B:主として住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 ・振動 市民が日常生活において不快を感じない。	・騒音 市民の住居を主とする地域においては、環境基準の地域類型Cにおいても住居が相当数占める場合も含め、地域類型「A及びB」(※)の指標の値とする。 ・振動 市民の住居を主とする地域においては、以下のとおりとする。振動 55dB以下 注 道路に面する地域における当面の指標は環境基準等とする。新幹線鉄道など、別途、環境基準が定められているものはそれによる。 ※地域の類型 A:専ら住居の用に供される地域 B:主として住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	
ラヒ のンI		市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活している。		
・ 推 対 ル 進 対 ア	指標 (項目・目標 値)	①都心部におけるみどりの増加。 ②ヒートアイランド現象による都心部の温度上昇を抑え、市域の気温格差を少なくする。		

環境基準及び水環境目標一覧

<u>環境基準</u> 大気汚染に関する環境基準 (1)大気の汚染等に係る環境基準

' /	人気の万米寺に依る	以					
	物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
	環境上の 条件	1時間値の1日平均値 が 0.04ppm 以下であ り、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であるこ と。	1時間値の1日平均値 が 10ppm 以下であ り、かつ、1時間値の 8 時 間 平 均 値 が 20ppm 以下であるこ と。	1時間値の1日平均値 が 0.10mg/m ³ 以下で あり、かつ、1時間値 が 0.20mg/m ³ 以下で あること。	つ、1日平均値が 35	0.06ppm までのゾーン	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2)有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	あること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であ ること。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。

水質汚濁に関する環境基準(抜粋)

(1)人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg ∕ L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg ∕ L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg ∕ L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg ∕ L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg ∕ L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg ∕ L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	 チオベンカルブ	0.02mg ∕ L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg ∕ L 以下
ジクロロメタン	0.02mg ∕ L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg ∕ L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg ∕ L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg ∕ L 以下	1, 4ージオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測 定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

	項目				基準値		
	類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求 量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
河	В	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下*
Ш	С	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
	E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	

基準値は日間平均値とする。

*:横浜市内B類型においては、大腸菌群数に係る基準値については当分適用しない。

	項目	THE PARA			基準値		
海	類型	利用目的の 適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
域	В	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L以下	5mg/L 以上		検出されないこと
	С	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L以下	2mg/L 以上		

基準値は日間平均値とする

	項目		基準値			
海	類型	利用目的の適応性	全窒素	全りん		
域	Ш	水産2種及びⅣの欄に掲げる もの(水産3種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下		
	IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下		

基準値は表層の年間平均値とする。

(3)有害物質項目及び排水基準

有害物質項目及O排水基準						
有害物質の種類	排水基準(許容限度)					
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L					
シアン化合物	1 mg/L					
「有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L (0.2 mg/L *)					
「鉛及びその化合物 <u> </u>	0.1 mg/L					
六価クロム化合物	0.5 mg/L					
砒素及びその化合物	0.1 mg/L					
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L					
アルキル水銀化合物	検出されないこと					
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L					
トリクロロエチレン	0.3 mg/L					
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L					
ジクロロメタン	0.2 mg/L					
「四塩化炭素	0.02 mg/L					
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L					
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L					
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L					
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L					
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L					
	0.02 mg/L					
チウラム	0.06 mg/L					
	0.03 mg/L					
	0.2 mg/L					
	0.1 mg/L					
セレン及びその化合物	0.1 mg/L					
ほう素及びその化合物	10(230) mg/L					
	8(15) mg/L					
	100 mg/L					
	有害物質の種類 カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。) 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物					

有機燐化合物の排水基準は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例による。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を いう。 * 有機燐化合物における()内の数値は横浜市の排水基準を示す。

土壌汚染に関する環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

地下水環境基準

P下水環境基準	
項目	基準値
カドミウム	0.01mg/I 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg ∕ I 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/I 以下
総水銀	0.0005mg/I以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg ∕ I 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/I 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
トリクロロエチレン	0.03mg ∕ I 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg ∕ I 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/I以下
チウラム	0.006mg/1以下
シマジン	0.003mg ∕ I 以下
チオベンカルブ	0.02mg ∕ I 以下
ベンゼン	0.01mg ∕ I 以下
セレン	0.01mg/I 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/I 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/I 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下

ダイオキシン類に係る環境基準

1才キンン類に係る境境基準			
媒体	基準値	測定方法	
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により 定する方法	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する 方法	

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度

(1)騒音の環境基準(一般環境)

· / · · / · · / · · / · · · / · · · / ·		
地域の類型	LAeq:等価騒音レベル dB(A)	
地域の類型	昼間(午前6時~午後10時)	夜間(午後10時~午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注:横浜市にはAAにあてはまる地域はない。)

(2)騒音の環境基準(道路に面する地域については下表のとおりとする)

地域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
地域の区方	昼間(午前6時~午後 10 時)	夜間(午後10時~午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq:等価騒音レベルdB(A)昼間(午前6時~午後10時)夜間(午後10時~午前6時)70 デシベル以下65 デシベル以下

*「幹線交通を担う道路」:高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道をいう。

(3) 道路交通騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq:等価騒音レベル dB(A)	
		昼間(午前6時~午後10時)	夜間(午後 10 時~午前6時)
1	a区域及び b区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

地域の類型、区域区分

地域の規主、色域色力				
環境基準の地域の類型	準の地域の類型 騒音規制法の区域の区分 都市計画法による用途地域			
	a区域	第1種低層住居専用地域		
A地域		第2種低層住居専用地域		
AIUIX		第1種中高層住居専用地域		
		第2種中高層住居専用地域		
	B地域 b区域	第1種住居地域		
Dtwtat		第2種住居地域		
口吧域		準住居地域		
		無指定		
		近隣商業地域		
C地域	c区域	商業地域		
المنافدة المنافدة	CI <u>C</u> J以	準工業地域		
		工業地域		

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第 17 条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置を とるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

(4) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

派がががれるが、ペイン・大きを立て、他は大地派が大人		
昼間(午前8時~午後7時)		夜間(午後7時~午前8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	無指定
	近隣商業地域
第2種区域	商業地域
	準工業地域
	工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第 16 条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通 振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

(5)新幹線鉄道騒音の環境基準

ر	/ 利拌剂或过避日 V / 泉境空产		
	地域の類型	都市計画法による用途地域	基準値
		第1種低層住居専用地域	
		第2種低層住居専用地域	
		第1種中高層住居専用地域	
	т	第2種中高層住居専用地域	70 デシベル以下
	1	第1種住居地域	10) 5 (NUX F
		第2種住居地域	
		準住居地域	
		無指定	
		近隣商業地域	
	п	商業地域	75 デシベル以下
	П	準工業地域	73) グベル以下
		工業地域	

(6)新幹線鉄道振動の指針値

- ・70 デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- ・病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

水環境目標

水域区分ごとの達成目標及び補助目標(河川域)

	. 1—15	D.#		達成目標				補助目標	
	域 分	目標イメージ	BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん便性 大腸菌群数	水深**1	流速*1	河床状況と美観	周辺環境
	А	豊かな緑に囲ま れた自然のせ	3mg/L 以下	「源流・上流域」の 『きれい』		5~15 (10)cm ^{※2}		自然河床の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自然環境の保全を重視し、自然生態系 の保全を図るとともに、澄んだせせら
		せらぎ				(10)0111		ごみのないこと	ぎの復元に努める。
1	8	魚とりが楽しめ	3mg/L 以下	ホトケドジョウ アブラハヤ カワニナ		10~25		自然河床の復元 •	河川の自然環境の復元や周辺農地等 も含めた生物生息環境の復元に努め
	В	るのどかな小川	5mg/L 以下	サワガニ	1,000 個/100mL 以下	(15)cm ^{※2}		ごみのないこと	るとともに親水性に配慮する。
	0	・水遊びが楽しめ・	3mg/L 以下		10~				親水性の向上を図ることができる拠点 を設置する等、市民にとっての身近な
	Α	る澄んだ流れ	5mg/L 以下				30cm/s 程度		憩いの場として、うるおいのある水辺 空間の整備に努めるとともに、生物生 息環境にも可能な限り配慮する。
п	В	多様な利用ができる豊かな流れ	シマドジョウ 利用がで 5mg/L オランダガラシ			30~50		ごみのないこと	川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。
	С	散歩が楽しめ、 ゆるやかな流 れにうるおいを 感じる川	8mg/L 以下	「上流〜下流域の 『やや汚れている』 オイカワ エビモ		(40)cm ^{×2}			河川としては中規模にあたるこの水域 においては、うるおいのある水の存在 を感じられるよう、遊歩道の整備に努 める。
П	ΙA	ボート遊びがで	3mg/L 以下	「感朝域」の 『きれい』					運河も含めたこの水域においては、緑
]	I	」ボート遊びがで き魚影が行きか う広がりのある 流れ	5mg/L 以下	ビリンゴ クサフグ オサガニ				ヘドロの堆積が ないこと	化を中心にした修景性を重視し、町の中のうるおいのある水辺空間の整備に努める。

水球区分	ごとの達成目標及で	り 補助日標				T	++o+ c-+=
水域	目標		達成	日碟	ı		補助目標
区分	イメージ	COD	生物指標による 感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I	海水浴や潮干狩 が楽しめるよう な海辺	2mg/L 以下	「内湾」の『きれい』 「干潟」の『きれい』 シロギス クサフグ	T-N 0.3mg/L 以下 T-P 0.03mg/L 以下	100 個 /100mL 以下		砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等 の生態系の保全を重視し同時に海浜 のレクリエーション等の親水性にも配 慮する。
п	釣りやバードウォッ チング・等、多様な 利用ができる活 気のある海辺	3mg/L	「干潟」の『きれい』 「内湾」の『きれい』 ビリンゴ ミミズハゼ	T-N 0.6mg/L 以下 T-P 0.05mg/L 以下		・ ゴミが散乱していないこと	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の 改善や干潟の保全に努め、プロムナ ードや親水公園の整備等、親水機能の 改善に配慮する。
Ш	港情緒を味わう ことができる 海辺	以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』 ヨロイイソギンチャク クサフグ	T-N 1.0mg/以下 T-P 0.09mg/L 以下		ヘドロが堆積していないこと	港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV	釣りや海洋性ルク リエーションを楽し める海辺	2mg/L 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』 シロギス マアジ	T-N 0.3mg/L 以下 T-P 0.03mg/L 以下		ゴミが浮いていないこと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。

(注)水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域

海域

I.「源流~上流域」 Ⅱ.「上流~下流域」 Ⅲ.「感潮域」 I.「砂浜域」

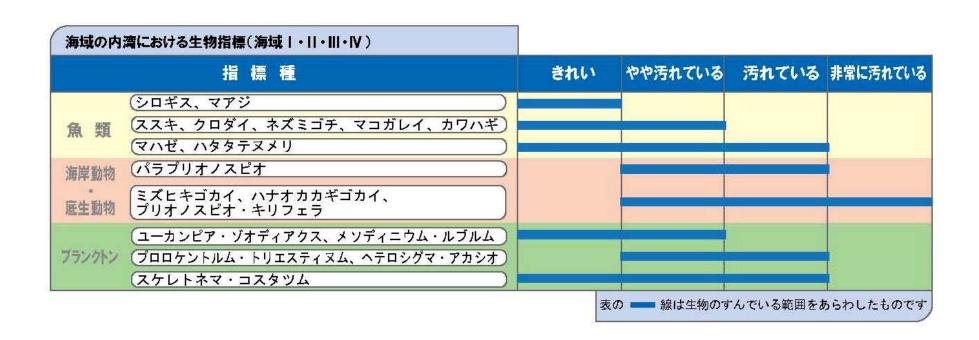
1.・砂浜曳」 Ⅲ.「上流~下流域」 Ⅱ.「干潟域」 Ⅲ.「感潮域」 Ⅲ.「港湾域」 Ⅳ.「その他の沿岸域」 ※1)水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。 ※2)水深の補助目標値欄の()内の数値は、代表的な値である。

河川域	の源流・上流域における生物指標(河川域 I A・I 圏・I B)				
	指標種	大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
魚類	シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、アブラハヤ ドジョウ、メダカ モツゴ、フナ類				
底生動物	ヌカエビ、サワガニ、フタスジモンカゲロウ、 シロタニガワカゲロウ、オナシカワゲラ科、 ヤマトフタツメカワゲラ、カワトンボ、オニヤンマ、 ヘビトンボ、カクツツトビゲラ科 カワニナ、ヤマトクロスジヘビトンボ、 シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ ミズムシ、アメリカザリガニ、 サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属				
藻 類	イトミミズ科、セスジュスリカ タンスイベニマダラ、カワモヅク類、コバンケイソウ、イタケイソウ チャヅツケイソウ、ハリケイソウ(A) マガリケイソウ、ナガケイソウ ハリケイソウ(B)				
水草細菌類	オランダガラシ エビモ、オオカナダモ アイノコイトモ、コカナダモ				
		表の	線は生物の	すんでいる範囲をあ	らわしたものです

	指標種	大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
魚類	シマドジョウ、アブラハヤ ドジョウ、メダカ、ウグイ、アユ モツゴ、フナ類、オイカワ、カマツカ				
底生	ヌカエビ、オニヤンマ、ヤマトフタツメカワゲラ、 ヘビトンボ、シロタニガワカゲロウ、ヒゲナガガガンボ属 ナミウズムシ、カワニナ、シロハラコカゲロウ、 ウルマーシマトビゲラ				
動物	シマイシビル、サカマキガイ、ミズムシ、アメリカザリ ガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属 (イトミミズ科、セスジュスリカ				
藻類	コバンケイソウ、イタケイソウ チャヅツケイソウ、ハリケイソウ(A) マガリケイソウ、ナガケイソウ ハリケイソウ(B)				
水草細菌類	オランダガラシ エビモ、オオカナダモ アイノコイトモ、コカナダモ ミズワタ				







	項目	目標値*1
健康項目	カ全鉛六砒総アPジ四1,1,シ1,1,トテ1,チシチベセ硝ふ ほダードシ の 水 以素 ロロジククラジベゼン と な ア ロ の が か と か か か か か か か か か か か か か か か か か	0.検0.00.00 0.00
生活	水素イオン濃度(pH)[河川域] [海 域] 浮遊物質量(SS)	6.5以上8.5以下 7.8以上8.3以下 25 以 下
環境	溶存酸素量(D O)	5 以 上 7.5 以 上
項	n - ヘキサン抽出物質含有量※2	検出されないこと
目	全亜鉛 [河川域] [[海 域]	0.03 以下 0.02 以下
そ	クロム含有量	0.2 以下
o o	溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量	1.0 以下 1.0 以下
他	銅含有量	0.3 以下
項	ニッケル含有量	0.1 以下
目	フェノール類含有量	0.5 以下
	陰イオン界面活性剤	0.5 以下

(注)※1:健康項目に係る目標値は、年間平均値

(全シアンのみ最高値)

※2:海域のみにおける目標

単位:mg/l (pHを除く)

1 大気環境の保全

項	目	測定局	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	二酸化硫黄	一般局	0.02ppm (日平均値)	18/19	20/20	17/20	5/20	18/20	20/20	19/20	20/20	18/18	18/18	18/18	18/18
	一酸化炭素	自排局	5ppm (日平均値)	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	5/5	5/5	5/5	3/3	3/3	3/3	3/3
	浮遊粒子状	一般局	0.10mg/m ³ (日平均値)	2/19	17/20	5/20	19/20	16/20	13/20	19/20	20/20	17/20	20/20	20/20	20/20
NO ₂ 等	物質	自排局	0.10mg/m3 (日平均値)	0/8	4/8	3/8	4/8	3/8	3/8	8/8	8/8	6/8	8/8	8/8	8/8
	一般化空主	一般局	0.04ppm (日平均値)	0/19	0/20	0/20	1/20	0/20	0/20	0/20	1/20	4/20	5/20	16/20	10/20
		自排局	0.06ppm (日平均値)	1/8	2/8	2/8	2/8	3/8	7/8	7/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8
	光化学オキ シダント	一般局	0.06ppm (1時間値)	0/18	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19	0/19
	ベンゼン	_	0.003mg/ m ³ (年平均値)	_	5/5	3/5	3/5	4/5	5/5	5/5	5/5	4/5	5/5	5/5	5/5
有害大気	トリクロロ エチレン	_	0.2mg/ m ³ (年平均値)	_	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
汚染物質	テトラクロ ロエチレン	'	0.2mg/ m ³ (年平均値)	_	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
	ジクロロ メタン		0.15mg/ m ³ (年平均値)	1	(5/5)	(5/5)	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
ダイオニ	トシン類	_	0.6pg-TEQ/ m ³ (年平均値)	_	20/20	20/20	20/20	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18	9/9	9/9	6/6

- 表中の数字は、適合局数/測定局数を表す。(網掛けは、全局での適合を示す)
- 〇 H12~H14 の二酸化硫黄は三宅島の噴煙の影響が見られる。
- ジクロロメタンは H12 までは環境基準が設定されていない。
- 〇 有害大気汚染物質及びダイオキシン類は、H9 後半から測定を開始した。

2 水環境の保全

項目	水域区分	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	I A/ I ® / II @/III A	3mg/L	22/38	30/38	28/38	24/38	31/38	26/38	28/38	32/38	35/38	34/38	35/38	34/38
BOD(河川)	I B/Ⅱ A /Ⅱ B/Ⅲ	5mg/L	10/29	15/29	18/29	20/29	19/29	19/29	21/29	23/29	25/29	24/29	26/29	26/29
	IIС	8mg/L	3/7	3/7	5/7	4/7	4/7	5/7	5/7	6/7	6/7	5/7	5/7	7/7
COD(海域)	I IV	2mg/L	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
し ひひ (海域)	П Ш	3mg/L	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	1/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	I IV	0.3mg/L	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
全窒素(海域)	П	0.6mg/L	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	Ш	1.0mg/L	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	1/3	1/3
	I IV	0.03mg/L	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
全りん(海域)	П	0.05mg/L	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	Ш	0.09mg/L	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	1/3	2/3	1/3	2/3
ダイオキシン類	河川	1pg-TEQ/L	-	_	9/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	6/6	6/6	6/6	6/6
メコカ ヤンノ短	海域	1pg-TEQ/L	_	_	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	6/6	6/6	6/6	_

- 表中の数字は、適合局数/測定局数を表す。(網掛けは、全局での適合を示す)
- 健康項目:ほぼ100%適合した。
- 〇 水域区分は、参考資料4-4参照

3-a 地盤環境の保全(地盤沈下 沈下量別面積推移)

沈下状況	指標						沈下面	積(km²)					
沈下内訳		Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
10mm 以上 20mm 未満		0.09	2.63	0.79	0.56	4.80	0.11	1.18	2.74	2.23	1.59	_	-
20mm 以上 30mm 未満		_	_	_	0.06	_	0.01	0.23	0.36	_	0.03	_	_
30mm 以上 40mm 未満		_	_	_	_	_	_	0.21	_	_	_	_	_
40mm 以上 50mm 未満	地	_	_	_	_	_	_	0.13	_	_	_	_	_
50mm 以上	地盤沈下を起こさない。地下水の過剰な採取などによる	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合計	地盤沈下を起こさない下水の過剰な採取などに	0.09	2.63	0.79	0.62	4.80	0.12	1.75	3.10	2.23	1.62	0.00	0.00
調査面積(km²)	だこさな	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34	171.90	171.90	171.90	171.90	171.90
年間最大変動量(mm)	い。とによ	-13.9	-17.8	-12.9	-21.5	-18.6	-22.7	-47.0	-29.5	-17.5	-25.0	-8.7	-8.6
年間最大変動地点	ଚ	保土ケ谷区権太坂一丁目	鶴見区馬場三丁目	神奈川区大野町	栄区桂町	中区石川町一丁目	中区扇町一丁目	栄区金井町	栄区金井町	栄区金井町	栄区金井町	都筑区佐江戸町	栄区笠間四丁目

3-b 地盤環境の保全(地下水)

項目	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
カドミウム	0.01mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
全シアン	検出されないこと	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
鉛	0.01mg/L	35/35	31/31	31/31	26/27	38/38	38/38	38/38	35/38	38/38	38/38	41/42	40/40
六価クロム	0.05mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
砒素	0.01mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
総水銀	0.0005mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
アルキル水銀	検出されないこと	35/35	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
PCB	検出されないこと	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
ジクロロメタン	0.02mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
四塩化炭素	0.002mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L	ı	ı	ı	_	I	_	ı	_	_	_	-	_
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
1,1-ジクロロエチレン	0.1 (0.02) mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	ı	ı	ı	_	I	_	ı	_	_	_	-	_
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	33/35	97/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
トリクロロエチレン	0.03mg/L	33/35	98/98	97/98	84/84	98/98	97/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	97/98	98/98	98/98	111/111	102/103
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
チウラム	0.006mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
シマジン	0.003mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
チオベンカルブ	0.02mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
ベンゼン	0.01mg/L	35/35	98/98	98/98	84/84	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	98/98	111/111	103/103
セレン	0.01mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L	1	30/31	31/31	24/27	36/38	37/38	35/38	37/38	37/38	35/38	41/42	38/40
ふっ素	0.8mg/L	35/35	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
ほう素	1mg/L	-	31/31	31/31	27/27	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	38/38	42/42	40/40
1,4-ジオキサン	0.05mg/L	-	_	_	_	ı	_	ı	_	_	_	_	_
EPN	0.006mg/L	35/35	_	_	_	ı	_	ı	_	_	_	_	_
フェノール類	0.005mg/L	34/35	_	_	_	ı	_	1	_	_	_	_	_
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	_	_	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	6/6

- 表中の数字は、適合地点数/測定地点数を表す。(網掛けは、全地点での適合を示す)
- アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしたため、最近 10 年では分析した検体数は 0 である。
- 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは測定を H22 から開始する。 また、シス-1,2-ジクロロエチレンの評価は平成 21 年 11 月 30 日の環境基準改正前のものを使用した。
- 1,1-ジクロロエチレンの評価は、H20 まで 0.02mg/L を適用し、H21 から 0.1mg/L を適用している。
- 〇 平成8年度のふっ素、EPN は要監視項目、フェノール類は市独自調査。
- ダイオキシンについて、異性体が多数存在するダイオキシンの量を、ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い 2,3,7,8-四 塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表している。

4 有害化学物質対策の推進(PRTR第一種指定化学物質の排出量)

項目	指標	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
届出排出量		1,480t	1,380t	1,560t	1,670t	1,820t	1,530t	1,680t	1,470t
届出外排出量 (推計値)	有害化学物質が 適正に管理され、 環境中への排出が 低減されている。	9,280t	8,790t	5,400t	5,800t	5,900t	5,110t	4,890t	4,590t
総排出量		10,760t	10,170t	6,960t	7,470t	7,720t	6,640t	6,570t	6,060t

[○] 届出外排出量は国が様々な統計資料を利用して推計値を算出している。市町村別の推計値は、神奈川県環境科学センターにおいて、国が推計した神奈川県の届出外排出量を基に、国に準じた手法を用いて市町村別に算出している。

5-a 騒音、振動対策の推進(一般環境騒音)

(1) 地域の類型A及びBにおける指標の適合状況

項目	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地域の類型	昼間・55dB	-	80%	_	_	-	97%	97%	89%	-	_	97%	97%
A及びB	夜間・45dB	ı	_	_	-	-	68%	70%	70%	-	-	76%	79%

- 表中の数字(%)は、指標の適合率を表す。
- 昼間は、6時から22時まで。夜間は、22時から6時まで。
- 〇 H8年、12年、13年、14年、18年、19年は調査なし。
- 〇 H11 及び H17 は市の南部地域、H15 及び H20、は市の北部地域、H16 及び H21 は市の中部地域を調査している。

(2) 地域の類型 C における環境基準の適合状況

項目	環境基準	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地域の類型	昼間・60dB	ı	ı	_	_	_	83%	76%	92%	_	_	94%	76%
С	夜間・50dB	I	I	_	_	_	61%	47%	85%	_		61%	47%

- 表中の数字(%)は、環境基準の適合率を表す。
- 昼間は、6時から22時まで。夜間は、22時から6時まで。
- H8年、11年、12年、13年、14年、18年、19年は調査なし。
- 〇 H15 及び H20 は市の北部地域、H16 及び H21 は市の中部地域、H17 は市の南部地域を調査している。

5-b 騒音、振動対策の推進(道路交通騒音面的評価)

項目	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
昼間、夜間とも適合	70dB、65dB	-	_	_	-	_	71%	62%	73%	80%	77%	73%	73%
昼間のみ適合	70dB	_	_	_	-	_	89%	78%	87 %	90%	88%	89%	88%
夜間のみ適合	65dB	_	_	_	_	_	71%	62%	73%	80%	78%	73%	73%

- 表中の数字(%)は、指標の達成率を表す。
- 昼間とは、6時から22時まで。夜間は、22時から6時まで。
- 面的評価とは、道路端から 50mまでの範囲にある住居等を対象とし、それらが受ける騒音レベルを実測値等をもとに適合する戸数と割合を求めたもの。
- 〇 この評価は、H15から開始し5年間で全幹線道路沿道について実施しているもので、H20が第2巡目の初年度となる。

5-c 騒音、振動対策の推進(道路交通騒音定点測定)

項目	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
昼間	70dB	58%	33%	32%	54%	62%	75%	71%	71%	75%	82%
夜間	65dB	46%	21%	24%	33 %	42%	33%	33%	42%	42%	76%

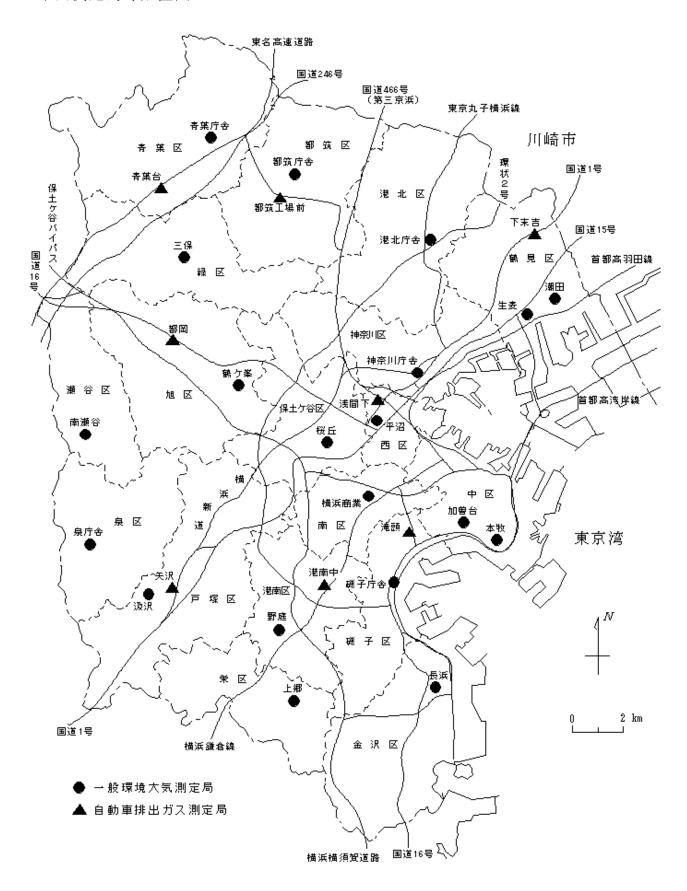
- 表中の数字(%)は、指標の達成率を表す。
- 昼間とは、6時から22時まで。夜間は、22時から6時まで。
- 〇 定点測定は、原則として年一回、同一場所で同一時期に測定を実施したもの。定点測定は H19 で終了した。

5-d 騒音、振動対策の推進(新幹線騒音)

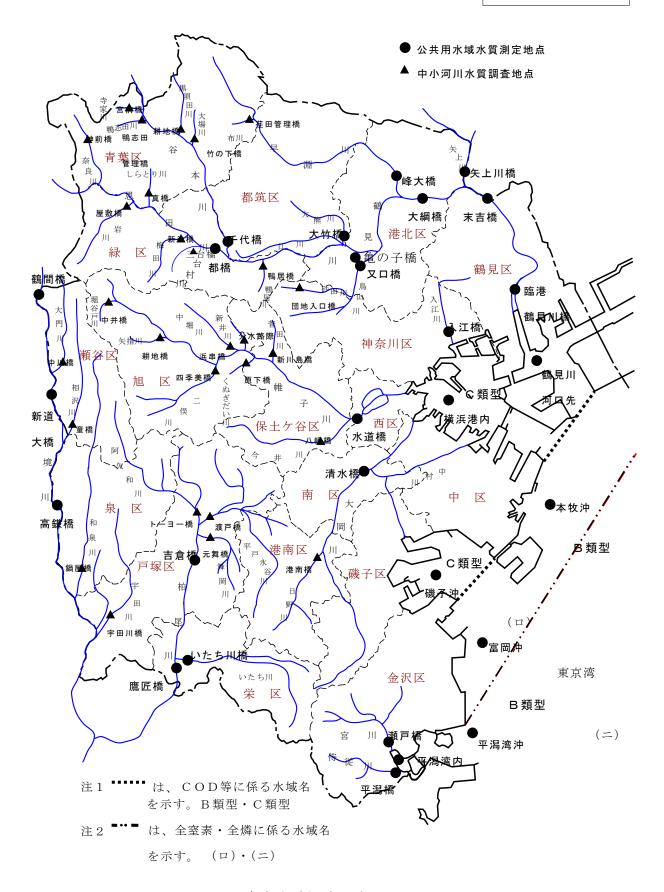
項目	指標	Н8	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地域の類型 I	70dB	54%	43%	48%	57%	62%	52%	43%	48%	43%	43%	62%	43%
地域の類型Ⅱ	75dB	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

- 表中の数字(%)は、指標の適合率を表す。
- 地域の類型 I は、主として住居の用に供される地域とする。
- 地域の類型 II は、商工業の用に供される地域類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

市内測定局等配置図

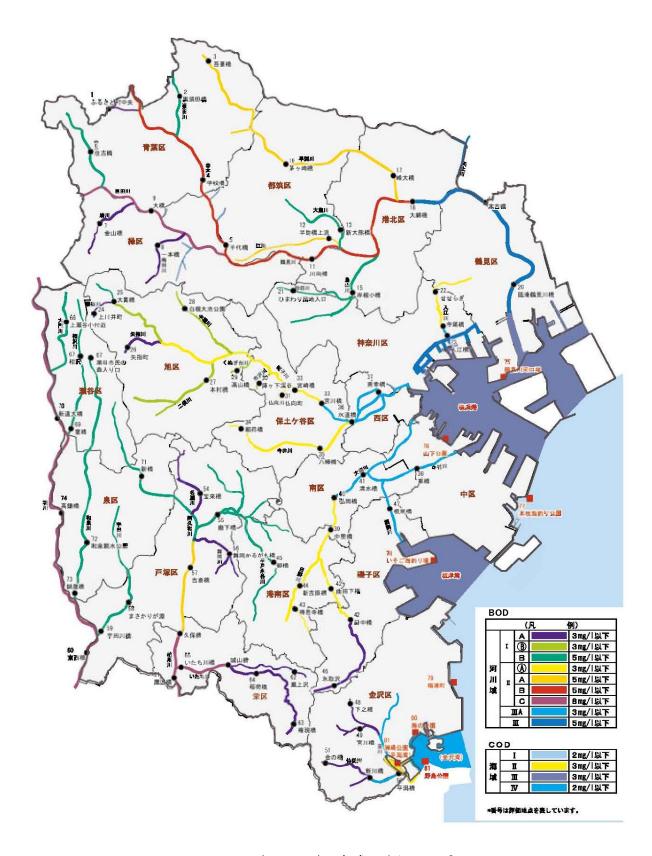


大気汚染監視測定局配置図



市内水域測定地点地図

■図 BOD(COD) 達成目標マップ



BOD (COD) 達成目標マップ

■表 横浜市の水域区分一覧表

(河川域)

	水系	水 域
	鶴見川	寺家川 岩川
	帷子川	梅田川 ・台村川 堀谷戸川 矢指川
ΙA	大岡川	大岡川(田中橋より上流)
7211/4511	宮川	宮川(左支川合流点より上流)
	侍従川	侍従川(新川橋より上流)
	柏尾川	名瀬川
		舞岡川
		いたち川 (城山橋より上流)
		帷子川(矢指川合流点より上流)
		二俣川
I(B)	帷子川	中堀川
		市沢川
		くぬぎ台川
		奈良川
	鶴見川	黒須田川
	B.0007.1	大熊川
1		鳥山川
I B	柏尾川	阿久和川
2.57	7076711	平戸永谷川
		大門川
	境川	相沢川
		和泉川
	~	宇田川

^{*} IB- IIA- IIIAは平成13年度より適用

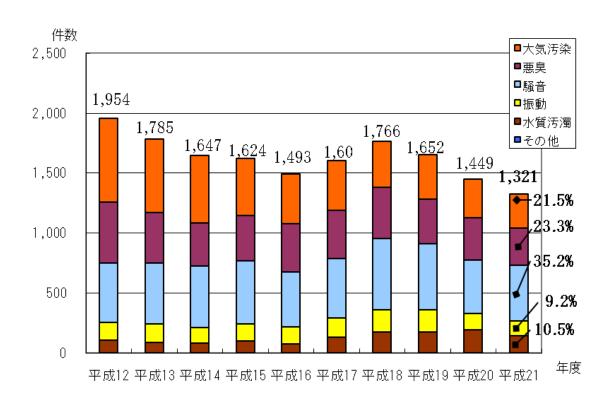
区分	水 系	水 域
	入江川	入江川 (寺尾橋より上流)
ПА	12	帷子川(矢指合流点より宮川橋まで)
	帷子川	今井川
Ì	大岡川	大岡川(田中橋から弘岡橋まで)
	人间川	日野川
	鶴見川	江川
ΠA	晦鬼川	早渕川
ľ	柏尾川	柏尾川(平戸永谷合流点より久保橋まで)
ΠB	鶴見川	鶴見川 (市境より大網橋まで)
	鶴見川	恩田川(市境より下流、鶴見川本川合流点まで)
пс	# P III	柏尾川 (久保橋から市境まで)
πо	柏尾川	いたち川(城山橋より下流)
	境川	境川 (市域全川)
	入江川	入江川(寺尾橋より下流)
	帷子川	帷子川(宮川橋より下流)
ШA	大岡川	大岡川(弘岡橋より下流)
	宮川	宮川(左支川合流点より下流)
	侍従川	侍従川 (新川橋より下流)
II	鶴見川	鶴見川(大網橋より下流)

(海域)

区分	水 域
I	金沢湾
П	平潟湾
	鶴見川河口先海域
Ш	横浜港(内湾)
	根岸湾
IV	上記の海域の外海で横浜市の関連する海域



道路交通騒音測定地点及び面的評価路線(平成21年度)



過去 10 年間の公害苦情件数の推移

生活環境分野に関する主な国内動向(平成16年改訂以降)

<u>生活環境分</u>	予野に関する主な国内動向(平成 16 年改訂以降)
年	国内動向
平成 16 年度	>「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布
(2004)	浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つである揮発性有機化合物 (VOC)の排出抑制を図るため、大気汚染防止法の一部を改正(5月公布)。
	▶「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届 出、指定有害廃棄物の処理の禁止、廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置等 について定められた。
	▶「ヒートアイランド対策大綱」策定 ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推 進するため、実施すべき具体の対策を体系的に取りまとめられた。
平成 17 年度 (2005)	▶ 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」公布 特種自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質を規制するため制定された。規制 対象となる特殊自動車のエンジンや車体について技術基準を定め、これに適合しないも のは使用できないものとした(平成 18 年 4 月施行)。
	➤ 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について— ExTEND 2005 —」策定 内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンへの対応方針について、科学的知見の 蓄積等を踏まえて新たな対応方針を平成 17 年 3 月に取りまとめた(ExTEND2005)。内分泌攪乱化学物質問題への対応として、①野生生物の観察、②環境中濃度の実態の把握及び暴露の測定、③基礎的研究の推進、④影響評価、⑤リスク評価、⑥リスク管理、⑦情報提供とリスクコミュニケーション等の推進を基本的柱に挙げている。
	▶石綿による健康被害の救済に関する法律(通称アスベスト新法)制定 石綿による健康被害者であって労災保険法による救済の対象とならない被害者を救済 するための制度として平成 18 年 2 月に制定。事業者、国及び地方公共団体が費用を分 担して救済基金を設け、被害者またはその遺族からの申請に基づき、環境大臣が中央環 境審議会の意見に基づき指定疾病(中皮腫、肺がん)かどうかの判定を行う。
平成 19 年度(2007)	▶「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布局地汚染対策及び流入車対策を講じるため、自動車 NOx・PM 法が改正された。主な改正内容は、①局地的汚染対策として、都道府県知事が重点対策地域を指定し重点対策計画を策定・対策を実施すること。②建築物の新設に係る届出。③流入車対策として、周辺地域から重点対策地区内の指定地区へ運行する自動車を使用する特定事業者に、NOx 等排出抑制計画の作成・提出・報告を義務付けなど
	➤ 「航空機騒音に係る環境基準について」一部改正 航空機騒音に係る環境基準について平成19年に改正が行われた(平成25年施行)。 改正前の基準は、評価指標として WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル、 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)を用いているが、近年の 騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、改正後の基準では、新たな評価 指標として時間帯補正等価騒音レベル(L _{den})を採用している。

生活環境分	}野に関する主な国内動向(平成 16 年改訂以降)
年	国内動向
平成 20 年度 (2008)	▶「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 PRTR 制度と MSDS 制度の対象となる第一種指定化学物質及び MSDS 制度のみの対象となる第二種指定化学物質が見直された。第一種指定化学物質を 354 物質から462 物質(うち特定第一種指定化学物質 12 物質→15 物質)へ、第二種指定化学物質 81 物質から100 物質へ変更。第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種に、医療業が追加され23 業種から24 業種へ変更した。
平成 21 年度 (2009)	▶「微小粒子状物質に係る環境基準について」(告示) 微小粒子状物質への対応を進めるため平成21年9月に環境基準が告示され、基準値は年平均値が15 µg/m³以下であり、かつ、日平均値が35 µg/m³以下であることとされた。
	▶水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る告示 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準については、新たに 1,4―ジオキサンが追加された。また地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する 環境基準については新たに、塩化ビニルモノマー、1,4―ジオキサン、1,2―ジクロロエチ レンの 3 項目が追加された。1,1―ジクロロエチレンについては、健康保護に係る水質環 境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、改定前の 0.02mg/Lから、 0.1mg/Lとした。
	➤ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」公布 化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、環境中へ の放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じる必要から法改正が 行われた。主な改正内容は、①既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入、②流通 過程における適切な化学物質管理の実施、③国際的動向を踏まえた審査・規制体系の 合理化である。
	➤ 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布 土壌汚染の状況把握のための制度拡充が図られ、3,000 ㎡以上の土地形質変更の届 出時に、都道府県知事がその土地に汚染のおそれがあると見なす場合に調査が必要と なった。また、自主調査において土壌汚染が判明した場合には、「規制対象区域」として 指定を行い、適切な管理が必要となった。 その他、都道府県知事による、土壌汚染に関する情報収集や情報提供などについて の努力義務、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、搬出土壌の 適正処理の確保等に関する内容について改正が行われた。(平成 21 年 4 月改正・22 年 4 月施行)。
	▶ヒートアイランド対策ガイドライン ヒートアイランド現象の基本的な知識や対策の効果を体系的に整理し、地方公共団体 や事業者等における対策を進める際の参考となるよう整理された。

生活環境分野に関する主な国内動向(平成16年改訂以降)

年	国内動向
平成 22 年度	>「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布
(2010)	事業者の公害防止管理体制等に綻びが生じ、測定結果の改ざんする等の不適正事
	項が発生していることから、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な
	実施を図るため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正(5月公布)。
	▶「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
	不適正処理が依然として後を絶たないことから、①廃棄物を排出する事業者による適
	正な処理を確保するための対策の強化、②廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、③
	不法投棄等に対する罰則の強化、④廃棄物処理業の優良化の推進、⑤適正な循環的
	利用の確保などを内容とする法律改正が行われた(5月公布)。

I 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲 にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
 - (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に 欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、 かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進され なければならない
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保 全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の 下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性 に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の 地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境へ の負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市 が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

- 第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を 講じなければならない。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気の汚染、水質の汚濁又は土壌の汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に 関する体制の整備に努めなければならない。

(公害に係る健康被害者の保護等)

- 第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。 (自然環境の保全及び創造)
- 第 10 条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することに より、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(快適な環境の確保)

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化 的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなけ ればならない。

(エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資

源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように 必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する 施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければなら ない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

- 第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な 措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例(平成6年6月横浜市条例第19号)に基づ く横浜市環境創造審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

- 第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。
- 2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報 告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これ

らに類する事業(以下「開発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その 他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

- 第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。
- 2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように 努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、 必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の 参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の 環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施そ の他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

- 第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発 その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずる ように努めなければならない。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置に ついての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなけれ ばならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度 として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければ ならない。

参考資料7

横浜市環境管理計画の改定について(答申) 【概要】

「横浜市環境管理計画」の改定にあたって <検討の視点>

- ・横浜の特性や市民の環境への意識、環境を取り巻く状況の動向等*を踏まえ、「横浜市環境 管理計画」の改定に向けた基本的な考え方を整理し、検討内容を取りまとめた。
- ・具体的な内容についてさらに検討し、新たな環境管理計画として取りまとめ、計画に求め られる役割を果たすべく推進していくことを期待する。 ※ [【第1章】P2~10]

② 計画改定の基本方針【第2章】 [P11~14]

● 計画改定の必要性 「P11]

- ・環境管理計画を取り巻く状況は、国の法制度や市の分野別計画等の充実や、市民・事業 者の環境に対する意識の向上など、計画策定時から大きく変化している。
- ・環境管理計画を抜本的に見直し、これからの横浜市の環境行政の基幹を担う計画として 転換を図る。

● 新たな計画の役割 「P12]

・新たな環境管理計画には、以下の役割が求められている。

◆総合性の発揮 ~連携分野も取り入れた計画~

まちづくり、交通政策、産業雇用政策等、広範な連携分野と有機的な連携を持った計画

◆推進力の発揮 ~分野別計画の推進支援~

横浜市共通の目標を掲げ、総合的な視点から分野別計画の推進を支援していく役割を持った計画

◆環境行動の実践 ~市民・事業者等の積極的な行動の推進~

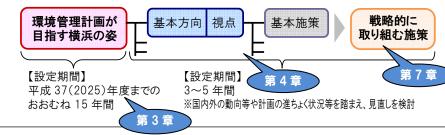
分野別計画への提案や情報提供等により、市民・事業者等の環境行動の実践につなげる役割を持った計画

◆戦略性の発揮 ~将来展望を持った中期的行動計画~

長期的視点から見据えるべきことと、中期的視点で当面重点的に取り組むべきことを示す計画

● 施策展開の考え方と設定期間 [P13]

- ・計画が目指す方向性を明らかにし、下図のように施策を展開する。
- ・特に重視すべき取組 を戦略的に取り組 む施策として提示 する。



(7) 戦略的に取り組む施策【第7章】 [P34~39]

・限られた財源の効果的な活用は不可欠であり、将来に向けて新たな段階に進むべきことや、 中期的視点で積極的に取り組むべきことなどを、戦略的に取り組む施策として掲げる。

生物多様性の保全・再生・創造への取組

「みどりアップ計画との連携/豊かな海づくり施策への展開/生物に関する継続したデータの蓄積〕

> 水循環系の再生への取組

[流域単位での管理の推進/まちづくり政策への転換/雨水浸透機能の促進]

▶ 低炭素型のまちづくり

[地域的なエネルギーの有効活用/エネルギーのグリーン化/省エネルギー型の住宅の普及/家庭への環境配慮型機器の普及促進]

> 環境分野を柱とした経済政策

[企業における技術革新の推進/都心部の魅力づくり/都市農業の新たな展開]

> 戦略的広報の推進

[体験型ツアーの実施/環境月間の効果的な活用/区役所を中心とした普及啓発の実施]

③ 新たな計画が目指す横浜の姿【第3章】

- ・総合的な視点により、横浜市の共通 目標となるような将来の横浜の姿を 掲げ、「環境行動都市」から「環境行 動"実践"都市」へと進む。
- ・市民・企業等のあらゆる主体による 「都市活動」と、それを支えるため の「都市構造・都市空間」の2つの 側面から整理した。
- ・「横浜市役所環境行動宣言」を踏まえ た行政の率先行動。

[P15~17]

環境行動"実践"都市の実現

環境

との

都市活動 (市民生活・経済活動)

・環境行動を基軸とした市民生活

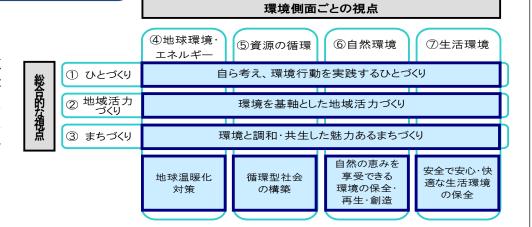
・事業者等の環境配慮による地域経済活性化 │ 調和·共生 │ ・行政の率先した環境行動の実践 ・協働による環境行動の推進

都市構造・都市空間

水と緑の豊かな自然環境ネットワークの形成 ・安全・快適で魅力あふれる都市空間の形成 効率的なエネルギーの活用 集約型都市構造への転換

④ 施策体系の再構築【第4章】 [P18~24]

まちづくりや経済の分野など、 横浜市全体の都市政策も考慮 し、総合的な視点から施策を体 系化するとともに、現行計画に 示される環境側面ごとの視点に よる施策も引き続き盛り込ん だ、新たな施策体系を構築する。



5 計画の評価と推進の仕組み 【**第5章**】 [P25~29]

・環境側面からの評価を行い、その 結果を踏まえ総合的な視点から の評価を行う。総合的な評価で は、「環境行動」に着目するなど、 個々の施策の推進へのインセン ティブにつなげる。

STEP1 環境側面からの評価

- 環境指標の状況
- 環境行動の実践状況 ● 関連データ

STEP2 総合的な視点からの評価

- 環境行動の実践状況
- 関連データ

⑥ 市民参画の考え方【第6章】

[P30~33]

- ・現在の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に結びついており、 環境に関する取組の推進には市民参画が不可欠である。
- ・様々な形での市民参画を進め、より多くの市民の環境行動の促進に つなげる。

市民参画を進めるために横浜市全体で取り組むべき点

より多くの市民に環境意識を持って もらうための取組

環境意識の高い市民の参画により 環境活動を活発化させる取組

環境活動の連携を 促進させる取組

市民参加の促進に向けて

楽しみにこだわった

より一層の

市民参画の促進に向けた 環境管理計画の役割

- 分野別計画への市民参画の促進
- ・環境情報の提供

取組の展開 定期的な市民意識調査の実施

環境行動の促進

8 配慮の指針の考え方【第8章】 [P40~43]

・新たに整備された制度等での環境配慮の指針を、条例で規定する「配慮の指針」として位置づけるなど、今後 の「配慮の指針」のあり方を検討すべきである。

資料